

民間資金等活用事業推進委員会

第6回総合部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会議事次第

日 時： 平成16年3月29日(月) 14:00～17:00

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

議 事

(1) 関係省庁ヒアリング

第1部 財務省ヒアリング

第2部 総務省ヒアリング

第3部 文部科学省ヒアリング

第4部 厚生労働省ヒアリング

第5部 国土交通省ヒアリング

(2) その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員

卯辰専門委員、小幡専門委員、川村専門委員、日高専門委員、光多専門委員、

美原専門委員、山下専門委員

【説明者】

(財務省) 主計局調査課佐川課長、主税局税制第二課道盛課長、理財局国有
財産企画課若狭課長

(総務省) 自治行政局地域振興課赤川課長、情報通信政策局技術政策課武井
課長

(文部科学省) 大臣官房政策課和田課長

(厚生労働省) 政策統括官付社会保障担当参事官室青柳参事官

(国土交通省) 総合政策局政策課井手課長、総合政策局政策課田中政策企画官、

大臣官房官庁営繕部営繕計画課田中特別整備企画室長、都市・地域整備局街路課西植街路事業調整官、都市・地域整備局公園緑地課舟引公園・緑地事業調整官、都市・地域整備局下水道部下水道事業課増田企画専門官、河川局河川計画課小池河川事業調整官、道路局有料道路課菊池課長補佐、住宅局住宅政策課佐藤課長補佐、鉄道局総務課鉄道企画室鶴田課長補佐、港湾局開発課縄田民間活力推進室長、航空局飛行場部管理課長崎課長補佐

【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、富井参事官補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 時間でございますので、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会を開催したいと思います。

本日は、既にご案内のとおり、財務省、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省に対して、一つ目は入札・会計制度、二つ目は公共施設等の管理等に係る制度、これはいわゆる指定管理者制度を含むものでございます。それから三つ目は国庫補助金等のイコールフットィングの問題、四つ目は合築事業等に係る国有財産管理の問題等につきまして、ヒアリングを行いたいと思っております。

進行の都合上、議事次第のとおり5部構成といたします。財務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の順で、入れ替わりでヒアリングを行いたいと思っております。

なお、本日ご説明いただく方々の所属等のご紹介につきましては、お手元の資料をもってかえさせていただきたいと思っております。

《第1部 財務省》

山内部会長 それでは誠に早速で恐縮でございますが、財務省より、まず15分程度でご説明をお願いし、その後に質疑応答ということにさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

財務省 財務省でございます。座って説明させていただきます。

P F Iの推進につきまして、財務省の方からお手元に資料を提示させていただいております。4ページございまして、上から順番に、P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて、2ページ目が補助金のイコールフットィングについて、3ページ目がP F I事業に係る収益・費用の計上（法人税）について、4ページにつきましては、民間収益施設の第三者への譲渡ということでございまして、省内、各局に分かれておりますので、大変恐縮でございますが、1ページ目と2ページ目につきまして、私、主計局の調査課長佐川より説明させていただいて、順次主税局、理財局から説明をさせていただきます。

まず、1ページ目のP F I事業に係る入札・契約の話でございますが、P F Iに係ります入札・契約手続きにつきましては、一昨年より、経団連などから種々のご意見、ご要望を承っております。さらにP F Iを推進する立場から、事業者団体にもいろいろとお話を伺いながら、民間事業者の選定あるいは協定締結手続きに関して、関係府省においても検討が行われたところでございます。

その結果、昨年の3月20日に「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」ということで、関係省庁連絡会議の申合せ事項としてまとめておるところでございます。1ページにつきましては、関係省庁連絡会議の申合せに沿いまして、繰り返すこととなりますが、もう一度ご説明をさせていただきたいと考えております。

まず、整理でございますが、経団連からのご要望は大きく3点ございました。最初は、入札前における事業者の多段階選抜について、2番目は、入札前における官民協議の実施、あるいは事業実施方針の変更ができるかという話、3番目に入札・落札後の協定締結段階において契約書案をどうするという協議について、この3点だったと記憶しております。これを可能にさせていただきたいということでございました。

順番に説明しますが、まず、入札前における事業者の多段階選抜ということでございますが、これは(1)民間事業者の選定方法についてということでございます。競争入札の参加資格の審査に際しましては、各民間事業者に簡潔な事業計画の概要をご提案いただきまして、あらかじめ定めてある審査基準を満たしているかどうかということを一覧審査して、事業者の絞り込みを行うことは可能であると確認したところでございます。これが第1点目でございます。

第2点目に、(2)入札前の事業の実施方針等の変更等についてでございますが、これにつきましては、入札までの間に質問、回答というクエスチョン・アンド・アンサーの機会において提示されます民間事業者の意見にきちんと耳を傾けまして、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、入札説明書の内容について変更するということで、仮に変更を行った場合には、その旨を民間事業者に対して公表するという手続きにつきましては申合せを行ったところでございます。

3点目でございますが、(3)協定締結の手続きについてでございます。落札後の協定締結段階におきます契約書案の協議につきましては、入札前に確定することができない事項もございますので、必要に応じまして落札決定後、事業契約を締結する段階で入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容を変更することも基本的には可能である、こういう確認もしているところでございます。

以上の3点でございますが、関係府省におきましては、PFI事業を実施する際には、この申合せに示された事項につきまして、個別の事業ごとにその取り扱いに留意し、PFIを円滑に実施するということを申合せしておりますので、各省庁で適切な運用が行われると考えているところでございます。それが1ページ目の選定、協定締結手続きについてで

ございます。

次に2ページ目、補助金のイコールフィッティングの話でございますが、簡単に申し上げれば、BOT方式とBTO方式、それぞれきちんと両方使えるようにしてくださいということがご希望の多いところでございます。基本的に財務省の立場で申し上げますと、補助金の交付対象をどうするかということにつきましては、これは事業を所管します各省庁が個別の事業分野ごとに必要性を判断しまして、財務当局と協議の末、措置するものでありますけれども、まず各省庁で判断していただくというのが基本でございます。

2つ目のマルにあります、PFI事業における補助金等の取り扱いにつきましては、平成13年9月にPFI関係省庁連絡会議におきまして、地方公共団体が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の支援措置は、極力イコールフィッティングを図るという申合せになっております。従いまして、BTO方式あるいはBOT方式、いずれのPFIにつきましても補助金交付等の支援が可能となるように検討、見直しを行って、関係省庁において必要に応じて財政当局と協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直しなど、必要な措置を講ずるとされているところでございます。

各省庁から協議を受ける立場であります財務省としましては、こうした趣旨を踏まえまして、仮にBTO方式であれ、BOT方式であれ、当該事業に対する補助金交付については、引き続きPFIを積極的に推進する立場から協議に応じてまいりたいというのが基本姿勢でございます。先日、内閣府の方でアンケートの結果が出たようでございますが、前の調査結果に比べますと、大分BOT方式を採用する事業が増えているという結果を私も先日見たところでございまして、各省庁ともだんだん理解が進んでいるのではないかと考えているところでございます。

主計局からは以上でございます。

財務省 続きまして、3ページ、主税局の関係でございます。主税局に関しましては、やはり日本経団連等の方から、税制上のイコールフィッティングの確保の問題というものを指摘いただいております。その中で、1点、特に言われておりますのが、減価償却の耐用年数をPFI事業の事業期間と合わせてほしいということが、今年の提言にも書いてあるわけでございますけれども、実は、この点につきましては、平成15年度税制改正、一昨年の税制改正の際に、3ページの上でございますが、BOT方式の場合に、耐用年数が事業期間よりも長い、30年の耐用年数に対して、例えば事業期間が20年しかないという場合に賃貸料収入と減価償却の計上時期にずれが生じまして、毎年の利益が過大に計上さ

れる。費用の方は30年で割られる、収入の方は20年で割られるということで過大な利益が生ずるということが指摘されたわけでございます。

そういう観点からのご指摘の問題として、減価償却の耐用年数のイコールフットィングの問題と言われますと、減価償却の耐用年数というのは、その機械、設備がどの程度物理的にもつのかということをしきりに調査した上で設定されますので、対応することが困難でございますけれども、一方、2の方にございますけれども、そこで講じた措置というのが、「売買とされるPFI事業について」というものを国税庁から発表いたしまして、一定の場合には収入に応じて費用を計上する。つまり20年間の収入が上がれば、その20年に間に応じた費用を計上するという仕組みが法人税制上はございますので、それに載せられるものにつきましては、そこでやっていただくということで、この14年12月の文書を公表したわけでございます。

2の にございますが、一定の要件を満たす場合には売買取引として取り扱われまして、 にございますが、延払基準により経理した場合には、収益に応じた費用の計上が行われる。20年の収益計上に応じて20年の費用計上が行われるといった形で、まさにご要望の趣旨と同等の措置が可能となるということになったわけでございます。

従いまして、この趣旨が一部不徹底の場合があるとすれば大変残念なことだと思っております。この措置を積極的に使っていただければ大変ありがたいと思っておりますのでございます。

もう一点、経団連の要望の中に、修繕費用を、例えば引当金あるいは積立金といった形で計上できないかという話がございます。これにつきましては、修繕の必要性というのはPFI事業に限りません。すべての建物、あるいは機械をつくれれば修繕というのは当然必要になってくるわけでございますから、PFI事業に限って、その準備金といった形での利益の内部留保を認めることには、大変大きな問題があると思っております。

また、これはイコールフットィングのご提案だと思えますけれども、公共建設物を、仮に地方が自ら建設される場合にあっても、修繕の必要が生ずれば、その修繕が行われるときに支出されるのは当たり前の話でございます。そういう意味で、BOT方式の場合に、修繕の必要が出た場合に、その年に支出されることになっても、実際に自分でつくられた場合と比べてイコールフットィングの問題があるということになっていないと考えております。

以上が税の問題でございます。

財務省 理財局でございます。

民間収益施設の第三者への譲渡についてということで資料を用意しております。「行政財産である土地については」ということで書き始めておりますが、まず、行政財産というのは、そもそも国が行政を遂行するに当たりましての物的な基礎であり、国有財産制度の根幹の部分であるということでございます。本来の用途・目的が阻害される恐れを防止するという観点から、原則、貸付け等の私権の設定を禁止しているところでございます。

ただ、PFI法におきましては、この例外といたしまして、PFI制度の一層の促進を図るという観点から、選定事業の用に供する等のために行政財産を当該選定事業者に貸し付けることができるという規定を、特に法の中で定めているところでございます。

基本的には、行政財産、国の行政目的を遂行するための基礎ということでございますが、これがPFI事業という切り口からこういった整理が可能であるのか、そのあたりは内閣府の方でご検討されることになっておりますし、この点につきましては、3月19日に閣議決定をされました「規制改革・民間開放推進3か年計画」の中にも、内閣府を所管省庁といたしまして、制度を担当しているという意味でございましょうか、総務省、それから私ども財務省等関係省庁、多分事業を実施する省庁についてもいろいろ影響が出てまいりますので、これらと必要な調整をしつつ、検討を行い、結論を得るとなっておりますのでございます。私どもといたしましては、国有財産法を所管している立場から一緒に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございました。

それでは、今ご説明をいただきました点につきましてご意見、ご質問のある方にご発言をお願いしたいと思いますけれども、今日はヒアリングのスケジュールが立て込んでおまして、財務省につきましては14時40分を目途に質疑応答ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。

A委員 3名の方に各2点ずつお伺いしたいと思います。まず1ページですが、先ほど(1)多段階選抜についてのお答えを頂戴しましたが、ここに「簡潔な事業計画の概要を提案させ」とありますが、最初に、多段階選抜に対して、できますよという回答が、これは財務省さんではなかったかと思いますが、第1段階は資格審査ということでありまして、資格審査というのは、単に工事をする、あるいは事業を運営する等の資格を満たして

いるかどうかということでございますから、入札者が全員資格を持っていれば、そこから何も絞り込みは行われたい、こういうようなものであったかと記憶しております。

ここで「簡潔な事業計画の概要を提案させ」ということで絞り込みは可能であるというふうな表現をされておりますけれども、質問は、例えば指名競争入札というのがあります、かなり絞り込んでの競争入札がございますが、確かに第1段階目は資格だけで仮にやっただとしまして、その中で、次に「簡潔な」の程度でございますが、質問の1つとして、「簡潔な」というのはどの程度をおっしゃっておられるのか。詳細設計寸前までのことを言っているのか、全く概略だけの概算の金額をもとにした提案なのか、そこをお聞きしたいと思っております。

その上での質問は、こういうことが可能かどうか。絞り込む中で、指名競争入札のような指定業者までの絞り込みが行われ得るかどうか。その上で、例えば3社とか4社に絞り込んだ上で、詳細設計に基づいての最終的な入札が行い得るかどうか、これが質問でございます。

2番目は、(3)の落札者があったという後での変更でございますが、最後に内容を変更することも基本的に可能ということではございますけれども、大きく変更してしまいますと、何のための入札であったか、当然そういう問題があるかと思っておりますし、会計法予決令からの判断からいってもおかしな点があるかと思うのです。そこで質問は、1つは、金額的な程度としてどの程度を考えておられるのか。そして、その内容でございますが、個々に事例が違いますから、一概にどういうことと具体的にはお答えしにくいと思っておりますけれども、要件といいますか、そういうものはどういうことをお考えになっているか、それについてお尋ねしたいと思っております。

次に、税制の件についてでございますが、まず一つは、売買とみなされるリースについての取り扱いでございますが、税制につきましては確かにそういうことで、リース取引に関しては従来認められているといえますか、ほぼ確定した見方だろうと思っております。ただ、ここでBOT方式とBTO方式、一般的にPFIではBOTの方がやりやすいのではないかと。これは例えば修理だとかさまざまな変更等について、所有権がどちらにあるかで手続きが変わりますので、そういう意味ではBOTの方がいいのではないかと意見も強いのですが、そうすると、会計上、税務上、あるいは民法上の所有権という意味で言いますと、BOTだと所有権は民間事業者にあるわけですね。所有権と税務上の取り扱い、会計上の取り扱いも、所有権があれば、当然民間事業者側に所有権があるものとして会計される

わけです。そういう意味でのギャップを税務当局としてはどのようにお考えになるのかということが第1の質問でございます。

2番目の質問は、修繕について認めがたいというお答えだったかと思えますけれども、一般的な、年々行われるような修繕については当然のごとく損金算入は認められるだろうとは思いますが、問題は大修繕でございます。一般にPFIのSPCというのは、みずからの資力で大修繕を行うようなことができるほどの財務的体力はございませんから、大修繕は、これはいろいろ方法があるかと思えますが、ごく普通に考えれば事業権契約等に基づいて、10年後とか20年後に、大修繕が必要なときに公共側が予算措置をする、そういうことが考えられるわけです。

そうしますと、そこで支払いができなければ無理ですから、公共側からそのための支出がなされる。そうすると、一般的な税務会計上の処理でいいますと、大修繕は、帳簿価額に載せられて順次減価償却処理をされていく。そうすると、その部分について、利益と損金のところでギャップが生ずることになるかと思うんです。これについては、大修繕がそもそも認められるものであるということであれば、税務当局としては、その分の収入に見合う損金計上を認められるのかどうか。これが質問でございます。

次に、最後の民間収益施設の第三者への譲渡についてでございますが、まず、PFI法の改正に伴いまして、民間の事業者に収益事業用の施設として、例えば合築みたいな、上の部分を賃貸オフィスとして貸すとか、そういうことが認められることになったわけでございますが、質問の第1は、その際、地代を当然に徴求することになるのだろうと思えますが、地代の徴求についてのお考えと申しますか、地代の額の計算が、例えば民間の市場価格とどうリンクするのか、その辺のお考えをお聞きしたいということでございます。

第2点は、PFI事業が終了した時点で民間の収益施設がまだ残っている場合に、その後も民間収益施設の存続が認められるということになったかと思えますが、その場合に、これは余り明確になっていない部分でございますが、終期と申しますか、いつまで認められるのか、これは国のお立場としてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

山内部会長 それでは、ご回答をお願いいたします。

財務省 それでは、先ほどご質問のあった最初の申合せに関する部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の多段階選抜の部分で、ご質問が主に2点あったかと存じます。簡潔な事

業計画というのはどの程度のものを指すのかという点と、多段階選抜のやり方として、指名競争入札を使って、例えば3社とか4社に最初に絞り込んで、そこから入札を行うということが可能かというご質問という理解でよろしいでしょうか。

A委員 多段階選抜については、その前に公募みたいに広くやるのですが、その業者の絞り込みをした上で、指名競争入札をやるんですかという質問です。

財務省 まず簡潔な事業計画というものの意味するところが、どの程度なのかということにつきましては、これは定性的に申し上げるのは非常に難しく、個別具体の事例に応じてとしか言いようがないのかなとは思っていますが、先ほど委員からお尋ねのありました、詳細な事業計画にほとんど近いようなものなのかどうかということについて申し上げますと、もともと事業者さん、経団連さん等からのご要望は、PFIというのは事業計画の企画立案に非常に手間がかかる、労力、費用もかかるということですので、それをできるだけ避けるといいますか、そのようなことができるだけ負担にならない形でということが、もともとのご要望の際の問題意識であったと聞いておりますので、これはやはり詳細な事業計画に近いものというよりは、もっと簡略なものを基本的には想定しているということだと思います。

それから、指名競争入札におきましては、指名であっても、一般競争入札であっても、最終的に入札を行うということには変わりはないわけですが、指名をする場合には、業者の指名選定という行為が中に介在するということが違っておまして、理論的には指名選定という形で事業者を一定の数に絞り込むということは法律上、法令上可能でございます。

ただ、指名競争入札をやる場合には、指名を行った方が契約を結ぶ際に有利であるといった法令上の要件がございます。また、私これは専門ではございませんけれども、指名競争入札につきましては、一応WTO協定適用対象案件以上のものは一般競争入札でやるという閣議了解があるかと思っておりますので、それとの関係で注意が必要なのかなと思います。制度的には可能でございます。

もう一つ、申合せの3番につきまして、落札があった後の契約書案、入札説明書等の変更ということでございますが、これは委員おっしゃられますとおり、大きく変更してしまうと、何のための入札であったのかということになるというのは全くそのとおりだと思います。従って、このような書きぶりになっておると思うのですが、要はこれも当初行われた入札の趣旨を損なわない程度であれば変更が認められるということになりまして、個別の具体的な事例に即して判断するという事しかないと思うのですが、一つのメルクマー

ルとしては、入札の際にお示しする基本的な競争の条件というのがございますので、その条件が変わってしまうと、ほかの業者がもっと違った価格で提案できるとか、あるいはその条件が変わってしまうともっと別の形の提案が可能になるとか、そういった競争条件を変えてしまうようなものは駄目だろうということではないかと思っております。

財務省 主税局の関係では、一つは、売買とされるPFI事業におきましての企業会計との相違ということでございますが、税務会計では、なるべく企業会計を尊重できるところは尊重するというところでございますけれども、ただ、保守主義を持っておられる企業会計と、適正・公平という観点からつくられております税務会計では、さまざまな面で違いが生じているわけでございます。今話題になっております不良債権処理などに関しましても違っているわけでございます。

そういう点で、この「売買とされるPFI事業について」は、一般的にリース事業として契約された場合であっても、税務上売買取引と認定される場合には、そちらで扱うという税法上の規定を根拠に取り扱わせていただいております。従って、その点では違うところがあっても、ここだけ変なことが起こっているというわけではないと思いますが、それを振り返って、企業会計がどう取り扱われているか、私は存じ上げておりません。

それからもう一点、大規模修繕の場合でございますが、それがどういう会計上の取り扱いになるということによってくる面があると思います。必ずしも資産化されない修繕という場合がほとんどのケースではないかと思えます。仮に、資産化されるような場合には、一遍に費用化できないということは当然起こり得るわけでございますけれども、その点は、今ご説明した措置に基づきまして、事業期間と耐用年数が合っていれば、その期間内に結局公共側が、普通の公共施設であればそのときに全部出されるのでしょいうが、それを例えばある程度繰り延べてお支払いになられるとか、さまざまな支払いの方法の弾力化などによってもいろいろな対応が可能ではないかと考えております。私どもの観点から、この場合に限って引当金制度を突然つくるということは、なかなか税制上は難しいということでございます。

財務省 まず1点目の地代ということでございますが、そもそも財政法の9条により、国有財産貸付等に当たりましては、「別段の法の定めがない場合は、適正な対価を取らなければいけない」となっておりまして、「別段の法の定め」というのは、例えば国有財産特別措置法ですとか、国有財産法とか、個別の法律で定められている例がございます。その中に、減額貸付とかいった規定がほかの法律上手当てされておれば減額は可能でござい

ますが、それ以外の場合は時価ということになります。その時価の算定につきましてはいろいろありますし、また実際に鑑定士の鑑定をとって決めている例もございますし、そのケースによって私どもが定めて、それによって計算することになると思います。

それから、2点目のPFIの事業が終わった後の収益施設が残っていたときの終期でございますが、PFI法は私どもの方で所管しておりませんので、この法律解釈を私どもが言うのはいかがかとは思いますが、もし間違っていたら後で内閣府の方からご訂正いただければよろしかろうと思うのですが、11条の2第8項で準用している国有財産法第21条により、30年になるかと思われま。

ちなみに、私どもは事業の実施官庁として公務員宿舍の整備をしているわけですが、実際には落札者が貸し付けの部分を適用しなかったものですから、生きてはいないのですが、入札説明書の中では、契約期間を30年とする。これは実は国有財産法で、これはPFI事業にかかわらず、土地または土地定着物を貸し付ける場合は30年を限度とすると書いてございます。ですから、一応契約として30年が限度になりますが、私どもの入札説明書では貸付期間30年、ただし更新可能としておりました。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

B専門委員 1点だけお願いいたします。入札手続きに関してですが、もちろん我が国の法体系を見ますと、会計法・予法令に基づいて総合評価一般競争入札を原則とする。これはよくわかりますが、例えば一つの考え方として、米国、英国などで行われているように、競争的交渉方式という考え方を我が国の法体系に準ずる形で考慮することはできないでしょうか。

その理由は、例えばすべての諸条件を同一にして、価格のみで決定するというのが非常に難しい案件もあり得るということです。例えば民間事業者の創意工夫による提案、ソリューションを競わせるような考え方、公的主体にとりましてはすべての諸条件を設定することは難しいわけです。国の場合、一定の競争要件とかWTO、会計法予法令の基本的な考え方を踏襲しながらも、一定の条件のもとにおいて事業者選定後、競争の条件を変えないような形である程度交渉できるような余地は、現行法の中において可能ではないでしょうか、いかがでしょうか。

財務省 すみません、今おっしゃっている競争的入札方式とは、入札ではないということですね。

B 専門委員 入札ではないです。

財務省 この場で細かいことを詰めるのは難しいと思うのですが、具体的にどのような形のものでしょうか。

B 専門委員 例えば事業者の提案をベースに、その提案によって細かい契約条件が変わるような案件、公共があらかじめすべてを把握することができない案件、その場合、事業者選定後、やはり核になる条件をもちろん競争条件を損なわない形で交渉する必要が出てきます。こういったものは現行法の解釈の中においてできるのではないのでしょうかというご質問です。

財務省 現行法の解釈の中においてできるのでしょうかということについては、もう少し中身を詳しく聞かないといけないということを前提としてお聞きいただきたいと思いますが、基本的に私もできると思います。具体的にどのようなことかと申しますと、例えば現在においても、特に国土交通省さんなどは、民間の事業者からのご要望なども受けて、今まさに委員おっしゃったように、官側で具体的な仕様を細かく決められないような複雑なものにつきましては、例えば設計施工一括発注方式や入札時バリューエンジニアリングなどの方式を既に導入されておられます。要するに、民間の技術力を最大限生かした形で入札をするというやり方がとられております。このようなやり方は、国交省さん以外では難しいというのがあって、なかなか広がってはいかないのですけれども、我々会計法令を所管するという立場ですから、中立的なスタンスではあるのですが、このようなやり方がもっと広がっていけば、今委員おっしゃったような問題意識といえますか、そういったものに対応することはできるのではないかと思います。

B 専門委員 ありがとうございます。ぜひともご検討願いたい。恐らく何らかのガイドラインとか法令の解釈で、ひょっとしたら P F I の手法の選択肢が増すわけです。特に国にとりましては、やはりこういう新しい案件も出てきますので、ぜひとも主計局の方で、現行法の枠の中において何か新しい方法がないかどうか、お考えいただきたいと思います。

財務局 すみません。主計局の方でということなのですが、ここは少しご理解いただきたいのですが、我々は会計法令というものについて勉強して、所管しておりますけれども、まさに今委員おっしゃったような具体的な事業の中で、どういった提案をさせてきたらいいのかとか、そういったものというのは発注官庁が一番よく知り得る立場にあるわけです。

B 専門委員 でも、法規課は会計法・予決令を所管しているわけでしょう。最終的にはそこに行くことになるんじゃないですか。

財務省 そうです。ですから、各省さんからご相談が来て、これが現行法令上できますかと、そのようなご相談に応じることはもちろん可能ですし、例えばこういうやり方もあり得ますよとか、そういったことを申し上げることはできるのですけれども、実際のところ、国交省さんのホームページなどをご覧いただくとよくわかるのですが、先進的な入札契約方式ということで、非常に充実したホームページなどもつくっておられます。そういったものをぜひ各省さんも見ていただいて、例えば総合評価落札方式の事例集などもつくっておられますので、そういったものを参考にしながら、まずは調達官庁の方で検討していただいて、我々はそういった官庁から、こういったことが会計法令上できるのだろうかというご質問についてはウェルカムですので、そういう立場からご協力していきたいと思っております。

山内部会長 そのほかいかがでございましょうか。

C委員 先ほどの多段階評価について、1点だけですけれども、今一番実務上難しいと思われるのが、資格審査とした場合には、ある一定の資格要件を通れば全部オーケーということになるんだと思います。ところが、簡潔な事業計画とは言うものの、これで落とそうとすると、実際上は非常に難しい。提案が難しいものであればあるほど、社会的コストがすごくかかりますから、本当は絞り込みをしたい。例えば2社とか3社に絞りたいとしたときに辛いのは、2社とか3社に絞りますよということを正面から言うことが資格審査の考え方と合うのでしょうか、どうなのでしょうかとこのところでは。それがわからないと、実務上はなかなか使い難いというのが1点目の質問です。

2点目の質問は、Bさんと同じポイントですけれども、もう少し私なりにかみ砕いて申し上げますと、性能発注をした場合に、その性能発注に対してどういう提案を受けるでしょうねということが常に問題になってくるわけです。性能発注に対して全部の仕様を提案してくださいというと、これは物すごく膨大なものになって、実は余り意味のないことについても提案を求めることになる。言ってしまうと、提案を求める意味のあるところというのは一体何だろうということ、提案書によって異なってくる。逆に言うと、誰が提案しても同じような仕様が出てくるのだったら、そこはもう提案を求めない。提案することによって物すごく差が出てくるのだったら、それもナンセンスということになるわけで、差が出てくるピンポイントのところしか提案を求めないのです。こうやって絞り込む。多段階審査と、今申し上げました性能発注のときの提案の焦点の当て方、こういうことで求めるわけです。

そうすると、どういう問題が具体的に起こってくるかというと、実際の金額の積算というのは全部仕様とリンクします。仕様と何がリンクするかというと、モニタリングの項目と実はリンクしていく。ところが、実務の世界ではモニタリングの項目まで考えてやられるほど性能発注自体がマチュアではないわけです。ですから、表のことだとするならば、先ほどおっしゃってくださったように、入札の趣旨を損なうことのないように、基本的な競争条件について違えることのないようにということになるのですけれども、その部分がかなかなかリアルワールドではうまくいかない。

私個人としては、地方自治体側の案件で病院をやっておるのですが、現実の問題として、初期設定を間違った提案がいっぱい出てくるわけです。提案としてはいいのだけれども、この提案ではこの金額で実行することはできないよと、それを実際の契約交渉という場ではやっているわけです。そうすると、片一方で入札、片一方で性能発注と言いながら、案件が今言われている運営重視型になればなるほど、要求水準と仕様とのリンクが今ありませんから、うまくいかないのが現状です。その部分をどうやって解決するのですかというところ、私が理解するところ、Bさんのご指摘の点です。ですから、どうしたものかなと。何かここで解決策を提示してくださいというよりも、どうすれば一番いいでしょうねというのがご質問です。よろしくお願いします。

財務省 まず、1点目の2社、3社に絞り込まずと対外的に申し上げる、公的に申し上げるということは、資格審査との関係でどうなのでしょうかとご質問なのですが、それはまさにおっしゃるとおりかなと思います。ただ、2社、3社に絞り込まずということは、仮に指名競争入札においても、基本的に10社以上指名しなさいということになっておりますので、仮に指名競争入札をやった場合でも同じような問題があるということと、やはり競争が大原則ですので、もちろんPFI事業の特性というのは我々理解しておるんですけれども、その前提に立った上で、競争性、公正性、あるいは国民の税金を使って事業を発注するわけですから、経済性というものをいかに実現していくかということになってこようかと思っておりますので、2社、3社に絞り込めるようになればいいのかということ、そこはいろいろな方のご意見があるのではないかと思います。

あと、昨年、これは私自身がお話を伺ったわけではございませんけれども、経団連さん等からお話を伺いますと、結局、民間事業者さんも多段階選抜で何社かに絞り込んでもらいたいとおっしゃるのですが、実際に、例えば4社しかだめだとか、5社しかだめだとか言われて、自分たちの会社が6社目になると、それは勘弁してほしいと。これは本当の話

で、そうおっしゃるんです。ですから、そこら辺が仮に3社です、4社ですと決めると、それはそれで民間事業者さんも本当に求めているところではないのかなという感じもいたします。

それから、性能発注の部分につきましては、先ほどのB専門委員のご質問と重なる部分もございますけれども、我々財務省としての見解といたしまして、会計法令がPFI専門につくられているものではございませんので、このようなことが可能かどうかということをお聞きされたときに、それはできるんじゃないですかとか、それは少し難しいんじゃないですかとか、ということは申し上げられますけれども、具体的にPFIの実務がどのようになっているかというのは、まずは発注官庁さん、あるいはそれを取りまとめる立場におられる内閣府さんの方で、具体的なPFI事業をめぐる現状をまずはしっかりと把握していただいて、問題があるのであれば、それを解決しようとした場合にはどこが問題になるのかということをおっしゃっていただかないと、我々の方から、そういう抽象的な話をベースにして、それはできるとか、できないとかということは適当ではないと思いますし、またそれは不可能だと思うのです。我々としては、ご相談があれば本当に前向きに対応していきたいと思っておりますので、そこはそのようなことでご理解いただければと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、既に時間が超過しておりますが、もうお一方かお二方、お願いしたいと思います。

D専門委員、お願いいたします。

D専門委員 主税局の方に、BOTの修繕引当金を例にとり、PFI事業への主税局の考え方を少し確認させていただければと思っております。

A委員からの質問の繰り返しになってしまう部分もあるのですが、PFIはSPCを利用することになっておりまして、SPCの収益構造というのは、まだたくさんは走っておりませんが、金利相当が余剰というか、剰余金になるというような構造になっていると思います。一方、行政側は基本的に定額で支払うという民間とは違うスタンスがある。これは私の理解なんですけれども。そして、PFIの収入の中に修繕部分という決りを、あらかじめ契約上うたっているケースというのはほとんどないというPFI事業の今の実態があると思うのです。そうしますと、一般企業間ではこういう契約形態というのはほとんどないと思われるのです。要するに、払うサイドは何に対する収入だということをおっしゃる

ずに定額で支払ってくる。

一方、SPCの方は、ほかの剰余金等はなく、その行政サイドの事業だけに対して仕事をしているという意味で、一般企業であれば、先ほどおっしゃったように、修繕というのは剰余金の中からやっていく、または利益の中からやっていく、または発注されたときに事業者が工事を行うという意味では、PFI事業のSPCでは、契約形態がかなり一般民間会社とは違うのではないかと考えているんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

それから、それも一般会社でもあるから、性格の差だということであれば、逆に行政サイドの年々の契約額を変えることによって解決すべきだと主税局の方はお考えなのでしょうか。それとも、性格が違う収入なわけなので、収入サイドを益金としないという考え方を解決として図る道を考えてもよろしいのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

財務省 もともとこの法人税法上のBOT事業の取り扱いの議論を伺ったときには、私どもとしてはBOT事業だけ特別だと、そこに特別な制度を設けるということ自体が、また別の制度との兼ね合いを生んでしまいますので、例えば耐用年数をここの部分だけ、同じものをつくっても、ほかの事業は30年だけれども、この事業だけ20年ということになるというような、税制というのは、PFIという世界で皆さん考えがちなかもしれませんが、その外の世界との比較も必要でございますので、そこは大変難しい問題があるわけでございます。

例えば今の修繕のような話であるとすれば、公共費から、自らつくられたときだって、修繕が生じれば、それに応じてばらばらな金額を毎年負担されておられるわけです。つまり費用からの面だけを見られるのではなくて、公共機関がいつ出されるかということ自体、もともと自分でつくられた場合だって、毎年定額で修繕費から何から決めておられるわけでもないわけでございますから、そこは私どもができる世界では、つまり売買取引とみなすという世界では手当てさせていただいているわけでございますけれども、もともと定額ですっと同じ額でなければ嫌だということ自体が、事業を自らされる場合ですらそうではないわけでございますから、そこは負担される公共機関の側におかれても、変動するのが嫌だという発想があたりだとすれば、その部分を少し変えていただく必要があるのではないかと考えています。

山内部会長 ありがとうございます。

既に時間が過ぎておりますけれども、どうぞ。

E 専門委員 国有財産法を所管なさっているお立場ということで1点お伺いしたいのですが、P F Iの事業に行政が財産を提供してやってもらうというときに、普通財産という形でやるというのは、行政財産と普通財産という区別の観点から脱法的だというお考えでしょうか。

財務省 P F I事業としてどのような事業があってということすべて明からに知っているわけではございませんので、今の段階でこれはだめとか、具体的な事例がなければ、そのところは判断しかねます。

山内部会長 ありがとうございます。既に時間が過ぎおりますので、この辺で質疑を終了したいと思います。

財務省の見解につきまして伺いたい別の論点が仮に生じた場合につきましては、事務局を通じて財務省の方にご協力を要請としたいと考えております。財務省の方々にはご協力を要請したいと思います。よろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

《第2部 総務省》

山内部会長 それでは、総務省よりヒアリングを行いたいと思いますけれども、まずは15分程度でご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

総務省 それでは総務省からご説明させていただきます。

総務省の分としましては、直接所管をしております通信総合研究所のP F I事業と、地方公共団体におけるP F I事業と大きく2つに分かれております。

まず、技術政策課の方から通信総合研究所の事業につきましてご説明をさせていただきます。

総務省 総務省の技術政策課でございます。1番の独立行政法人通信総合研究所(C R L)が行うP F I事業についてご説明をさせていただきます。

独立行政法人の通信総合研究所は、もともと国立研究機関でございましたが、平成13年度からは他の国研と同様に独立行政法人ということになっております。こちらは電波を初め情報通信分野の研究開発を行う研究開発機関でございますが、様々な研究を行っている中の一つとして、先導的な移動体通信システムの実現に向けた研究開発というものをやっております。そのための実証実験の関連の施設につきまして、試験用の施設の設置及びケーブル類の敷設工事、運営・管理に関する事業、これをP F I事業ということで実施

をさせていただきます。

2の施設の概要でございますが、そこに3点ほど、局地基地局取付用設備（ポール）、ケーブル類、監視用カメラ及びモニターとございますが、2ページから4ページをご覧くださいまして、どこにどんな設備があるかということをご紹介させていただきたいと思っております。本部は小金井の方にございますが、横須賀の方に無線関係の研究を行っている施設がございます。横須賀リサーチパークと書いてありますが、これはC R Lほか民間の研究施設も含めた無線通信関係の研究施設が集積した場所ということでございます。その中の真ん中に黒い塗りつぶしの建物がございまして、そこにC R Lの横須賀無線通信研究センター（Y R Pセンター1番館内）とございますが、こちらの方に無線関係の研究の分室がございます。さらに、「試験施設設置位置概略図」とございますけれども、先ほどご紹介しましたC R L横須賀無線通信センターというのが、図で申し上げますと、左の端の方に「C R L」と書いた、少し折れ曲がったような建物がございまして、この中にございます。

実際にP F I事業でやっております実験施設でございますが、その下に点線と、道路沿いにポールがたくさん立っている絵があるかと思っておりますが、この点線の光ファイバーと電源ケーブル、それからこの道路沿いに立てました移動通信用の、簡単な電柱のような鉄塔と、その上についているアンテナ、この一式をP F I施設ということでやらせていただいております。

これは簡単に申し上げますと、新しい自動車向けの情報通信システムの研究用の野外実験用の施設ということで、この施設が建っているところが横須賀市の市道になりますけれども、実際の道路のわきに自動車と高度な情報通信を行うための無線の鉄塔、あるいはそれをつなぐための光ファイバーケーブル、この一式を敷設して実験をしているというものでございます。この光ファイバーはC R Lの中の実験用の設備の方につなぎ込んでいるというものでございます。

1ページに戻っていただきまして、このような施設につきましてP F I方式をとっているわけでございますが、3にございますように、このC R Lのケースにつきましては、P F I事業者が整備、所有、運営管理すべてを行い、いわゆるB O O方式ということでやっております。平成14年度～17年度までの4年間ということでやらせていただいております。

過去の経緯でございますけれども、平成14年の3月から実施方針の策定、公表ですとか、仕様書案の検討ということを進めさせていただきまして、平成14年5月16日に入札

公告を行いまして、入札の締め切りの結果、7月11日に事業者の選定結果の公表ということで、京浜急行電鉄が4億3,000万円、これは、CRLが京浜急行電鉄に毎月1,100万円ほどの利用料を40カ月間の実験期間払うということの総額でございますけれども、それを落札いたしました。

それを踏まえて、工事業者との契約、設計、工事着手が行われまして、12月1日から実際にこの施設を使った実験が始まっているということでございます。この実験は平成18年3月末まで続くということでございます。そういうことで現在この施設を使って関連の研究を進行中という状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

総務省 続きまして、地方公共団体におけるPFIにつきまして説明させていただきます。

資料の2ページでございますが、地方公共団体のPFIの実施状況は、今年の3月4日現在、実施方針が公表されているものが112事例、既に供用を開始しているものが19事例でございます。具体的には、教育・文化施設、廃棄物処理施設、複合公共施設、駐車場、駐輪場、義務教育施設等、様々ございまして、7、8、9ページに一覧が付してございます。

総務省の取組でございますけれども、平成12年3月に「地方公共団体におけるPFI事業について」という事務次官通知と、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」という財政局長通知を発出しております。それから、PFI法の一部改正によりまして、行政財産をPFI事業者に貸し付けること等が可能になったことを踏まえまして、平成14年4月に、事務次官通知の改正を行っております。

さらに、昨年地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理に関して、指定管理者制度が導入されたことを踏まえまして、9月2日付けで、さらに事務次官通知を改正しているところでございます。

3ページに移っていただきまして、地方公共団体がPFI事業により公共施設等の整備等を行う場合に生じる財政負担についてでございますけれども、次のように措置を行うということにしております。アの国庫補助負担金が支出される事業につきましては、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税を措置するという、それから、イの地方単独事業として実施される事業につきましては、直接整備する場合に施

設の種別に応じた財政措置の仕組みがあるものについては当該措置内容に準じて、それから、そういう財政措置の仕組みがない施設であるけれども、公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものについては一定の範囲で地方交付税措置を講ずるとしておるところでございます。

それから、毎年度の地方財政の運営通知、4月当初のもの、それから財政課長等会議の場におきましても、P F I 事業の積極的な活用について協力を求めているところでございます。

なお、参考のところ、地域総合整備財団、通称「ふるさと財団」と連携いたしまして、P F I の普及啓発事業を行っております。具体的にはP F I のアドバイザー派遣事業、平成15年度ですと59団体、研修会、意見交換会等を開催するとともに、自治体P F I 推進センターというのを設立いたしまして、関心のある自治体間の意見交換及び情報共有の場等として設けております。現在、688地方公共団体の参加があるところでございます。

資料の10ページに公の施設の指定管理者制度について書いてございます。これまで地方自治法では、管理委託制度ということで、地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を委託することができるとしておりました。相手方は、地方公共団体が出資する法人のうち一定要件を満たすもの、基本的に2分の1以上出資している第三セクターでございました。それから土地改良区等の公共団体、農協・生協等の公共的団体、こういう者に委託の相手方が限られていたわけでございますけれども、昨年の改正によりまして、指定管理者制度ということで、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が、管理を代行することができるようにしたということでございます。指定管理者の範囲につきましては特段の制約はございませんが、指定につきましては議会の議決を経る必要があるということでございます。それから、指定管理者も使用の許可を行うことができるということでございます。これで、例えば、地方公共団体が設置します文化センターの管理を株式会社等の民間事業者が行うことが可能になったということでございます。

それから、P F I 事業で建設した施設につきまして、P F I 事業者による利用料金制、P F I 事業者が料金を収受するということですが、利用料金制も含めた管理代行が可能になったところでございます。

11ページは法律的にもう少し細かく書いているものでございます。12ページはこれをポンチ絵的に描いたもの、13ページ、14ページに地方自治法の関係条文を付してございます。

説明といたしましては以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの総務省の説明につきまして、ご意見あるいはご質問のある方、時間的には15時30分前後を目途に議論をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

F委員 2つ質問させていただきますが、1つは独立行政法人の例をご紹介くださいましたので、それに対する考え方ですが、独立行政法人通則法では、多分会計規定は届出でよいことになっていると思います。そうすると、独立行政法人の判断において、戦略的な契約方式をとろうという場合には、今までの会計法等の制約なしに、自らの方針を決めていくことができる、そう理解してよろしいのかどうか。それとも特に法律には書いてないけれども、暗黙の制約があるという形で運用されておられるのかというのが質問の第1点です。

第2点は、指定管理者制度とPFIとの関係におきまして、指定管理者の指定自体は行政処分である、議会の議決が独立に必要なだとなっているのですが、その指定管理者となるべき事業者につきまして、PFI方式の入札を実施して、それが議会の議決が必要なものは当然議会の議決を経ますが、そうすると、その段階で事実上、指定する相手方が特定してしまうわけですが、そういう2つの制度のセットということは当然許されることであると理解してよろしいのでしょうか、その2つをお願いいたします。

総務省 最初の独立行政法人の関係でございますが、ご指摘のように、独立行政法人につきましては、会計法とか財政法の対象の外にあるものですから、このような実験施設の整備につきましては、法人の独自の判断でできるということにいたしております。本件につきましては、CRLの方でこうした実験を遂行するに当たりまして、この事業に関するVFM計算、要するにメリット・デメリットをいろいろ検討した上で、PFI方式をとることによって全体の財政負担も減るだろうという判断でやらせていただいているということでございます。

総務省 2番目のご質問でございますが、指定管理者制度とPFI法上の契約は、基本的には別個の制度でございます。実際にPFI契約を締結する際、もしくは実施方針を決定する際に、公の施設についての条例を定めることができるかどうかということになると思いますが、実際にそういう条例が制定可能な場合には、同一の議会において議決を行うことも可能ではないかと思えます。

F委員 今回の点、一括でという考え方もあるかと思いますが、もう一つは、別々に、将来指定されるべき人が自動的に決まるようなPFI契約をすること自体は構わないと、独立に、先行して、そう考えてよろしいでしょうか。

山内部会長 今回の質問に関連して、もしも事業者の選定プロセスである特定の者が選定されたら、それから契約して、建設が始まるわけですが、指定管理者制度は条例が議決されなければ決まらないわけですから、仮に条例の議決が、建設の運営段階に近づいたところ、あるいはそれが実際に運営される場所で決まるとすれば、今まさに先生おっしゃったように、2段階のものになって、そういうことでよいのかどうかということと、それから、事業者から見れば、先に落札をしておきながら、また指定管理者になれるかどうかという不確実性がその間残るわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

総務省 まず、PFI契約を締結する際に、指定管理者になるということを前提に契約を締結することはできないと考えております。それは、指定管理者として指定をするかどうかというのは別個の判断が必要になるわけですから、それを拘束するような契約の締結はできないと考えております。

G専門委員 今回のことの確認ですが、特にPFIの場合のSPCはいろいろな形態があるのですが、ペーパーカンパニー的な形態が多いわけです。例えば出資会社の方で実質的な判断するというペーパーカンパニーもありますし、SPCが受けて、それがいろいろな形で実際のそういう指定管理者的な作業を行っているという形もあります。将来またそれが変わることもあります。一応指定管理者というのはSPCが指定管理者になるわけです。そういう形でやったSPCがいろいろな形で、例えば出資会社が全体の管理を行う、そういうことも一応包含し、将来的に、例えば実際のいろいろな業務、住民と密接にかかわりのあるような業務を行う、そういうところも一応SPCを指定管理者にすれば、そこは包括的に、いろいろな形でかかわった場合でも、そこは問題ないと解釈してよろしいのでしょうか、確認です。

総務省 SPCが公の施設の指定管理者として指定された場合には、条例で定めた範囲で管理ができるわけです。ですから、それがSPCであれば、条例で定めた範囲内であれば管理業務ができるということでございます。

G専門委員 ですから、実際にはSPCが指定会社になって、その業務であれば、SPCからいろいろな形で再発注したりするわけですけれども、そのところもすべて包括してSPCがやることができるのでしょうか。

総務省 S P Cが指定管理者として包括的な管理を行う。その他の、例えば清掃業務ですとか、細かい業務というのはS P Cから発注することも可能です。

G 専門委員 可能ですね。例えば実際の住民の福祉の向上に資する業務は、そこからまた実際に発注する、それは時々変わったりするわけですね。

総務省 できますが、例えば使用の許可ですとか、そういった行政処分に係る部分についてはできないと考えています。

E 専門委員 指定管理者制度はP F Iを特段考えたものではないから、今質問になっているような問題が生ずると思うのですが、そうすると、指定管理者をかなり前倒し的に、つまりいつ指定するかという制限は特段ないですね。ですから、1セットにするというのはかなり建設の前、既にその時点で、将来の管理の指定管理者としてS P Cを指定するということは可能だということでしょうか。

総務省 もし条例の制定が可能であれば可能ということですが、余りにも漠然とした段階ではなかなか条例もできないし、管理の範囲の設定ということも含めて実際上は難しいのではないかと考えております。

E 専門委員 ただ、今後P F Iで、自治体で、公の施設でやっていくというときには、何ができるか、どういう具合にできるか。つまり契約の段階で決まっていないというのがすごくリスクな状態ですね、次の指定管理者になれるかどうかわからない状態というのは。逆にP F Iから見ると非現実的だから、この法律でP F Iをやるときに、どういうことでやれるかということがある程度、法律の読み方としてはっきりしないと怖くてP F Iはできないということになると思うのです。そこら辺、何か出される予定はありますか。

総務省 基本的に先生のおっしゃるとおり、それぞれの制度が別々につくられておりますが、行政の実務的な感覚からすれば、おそらくP F Iの事業者を選定し、しかも、指定管理者にしようという意図を持った状況で選定した上で、後からP F Iの指定管理者にしないというのは難しいといいますが、そういう運用はしないのではないかと、という感じがいたします。

それから、今の段階で何か文書を発して、こういうやり方で、ということが得策かどうかという点については、少し検討が必要かなと考えております。

H 専門委員 今の点で、逆にこうしていただきたいということになるかと思うのですが、少なくともP F I事業者の選定が行われる段階までには、指定管理者制度が条例なら条例

で明快に P F I 事業者が指定管理者となるということがきちんと決められませんか、事業者側としてはほとんど提案不可能になります。バランス等からいっても、要するに、P F I 事業者のステータスが全く、根拠となるものがないことになってしまいますので、これは明快に、早ければ実施方針段階でもいいでしょうし、どういう事業をやって、何をしようということは少なくとも実施方針でわかっておられるわけですから、その段階でこの条例の枠組みは多分わかるでしょう。

それから、固定のどこどこという会社を指定管理者にすると一言しなければいけないのかどうか、そこら辺はよくわかりませんが、民間から言えば、少なくとも選ばれた P F I 事業者、選定事業者が自動的に指定管理者になれるという形での条例がそのときまでにできていないと、事業者としてはとても対応できないと思います。逆に言えば、今の段階から明快なご指導をしておいていただかないと機能しないのではないかと思います。

B 専門委員 全く同じような意見ですが、指定の要件というのは、先ほど管理権限の範囲をどう設定するのか、これは恐らく公募要件、契約で明確に定めます。少なくともそれがなければ P F I 契約というのは実効性はないわけです。そういった意味では、管理者にとりまして何が重要なのか、特定の人を明確に対象として特定することが条例の前提なのですか。あるいは先ほどの F 先生のお話でも、ほとんど管理要件は決まっているのに名前だけは決まっていない、そういう段階で条例はできないということなのではないでしょうか。これはもちろん条例ありきで、契約より条例の方が優先しますけれども、必ずしも条例を拘束しているようには思えないのですけれども、いかがでしょうか。

総務省 B 専門委員のご指摘についてですが、指定管理者に関する条例の制定を早い段階で行うことは可能だろうと思います。問題は、H 専門委員ご指摘の、実際の事業者の選定の方ですが、P F I 事業者として選定された事業者が、自動的に指定管理者として指定されることにするというのは、少なくとも今の法制上はそうになっておりませんし、観点が別個ということがございますので、ここは運用上どうすりあわせるかという課題であるという感じがいたします。

A 委員 P F I 法の第 9 条に地方議会の承認というのがございます。これは少なくとも契約に至る前に承認を得るということで、実務上はもう少し前もあろうかと思うのですが、少なくともその時点では契約が結ばれていないという状況にあるわけです。そのときに議決をする。もちろんそのときには、これは 100% 確定ではありませんが、ほとんど 90% 確定した落札業者が既にいるという段階です。ただ、それはよくあることでございま

すが、契約に至らないということだってあり得るわけです。つまり確定しているわけではない。そういう時点で地方議会では承認をする。その時点までに指定管理者制度による条例の制定は可能だということと言えるわけですか。

総務省 PFI法第9条の話ですが、地方自治法第96条で、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約については、議決事件となっております、PFI法第9条はこれを受けたものだと考えています。ですから、基本的には、契約を締結するということがあらかじめほとんど決まっています、議会の議決を経て、実際の契約に入るということですので、この議会の議決と、公の施設の指定管理者の指定に関する条例の制定とは違うものと思います。

A委員 違うのはわかりますけれども、先ほど同時に可能だとおっしゃっていましたね。これはPFI法で決まっているわけですから、同時にできるということは、そのときに同時にできるということになりますよね、少なくとも。

総務省 これはPFI法上、事業を誰が行うかという話ですよ。公の施設の指定管理者というのは、その施設を管理する者として誰が適切かと。それは先行手続きがあって、議会でその者を選定するわけですから。

A委員 選定はしているわけですね。

総務省 はい。

A委員 最終契約には至っていませんけれどもということは、今のお話ですと、できるのかなと思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

総務省 法制上妨げるものはないんですけれども、実際上できるかどうかというのはまた別の問題もあるのではないかと思います。

C委員 実際の運用の問題だと思うのです。どう運用していただきたいかというのと、PFIで事業契約を締結する前に仮契約をやって議会を通して、効力を発生させたりすると思うんですけれども、契約の承認手続きの時点で、事実上、条例の議決をしていただけないだろうか。その条例の中で、事業契約を引用していただきますと、先ほどBさんや、Hさんがおっしゃったことと同じように、条例と契約の中身がずれてこないということなのです。そういうことを実務上推奨するような形で何か文書を出していただけるとするならば、それはそれで一つのお話だと承ったんですけれども、いかがでしょうか。

総務省 いろいろご意見があるところでございますので、検討させていただきます。

H専門委員 先ほど赤川さんがおっしゃったように、確かに私の自動的にという表現が

少し悪かったのですが、もちろん基本的に自動的にするのは難しいと思いますし、何らかの手続きは当然ある。一方で、そういう状況だから、指定管理者制度の条例がPFI事業者に適用されないような状況というのは、多分蓋然性は少ないだろうということは言えるかと思いますが、契約上はなかなかそうは行きませんので、仮に、契約を結んだ後で指定管理者制度が予定どおりうまく機能しなくなったときは、当然契約が実行できないか、あるいは既に設計なり建設なりに入ったりして、契約が解除されるようなことになれば、当然その分の損害賠償が発生するということが起こり得るとことはきちんとご認識いただいて、少なくとも自治体がそういうアクションをとるに当たってはご理解いただくような形でぜひお願いしたいと思います。

総務省　そういう点も含めて検討させていただきたいと思います。

山内部会長　そのほかにいかがでしょうか。

A委員　今の点は別にして、リサーチパークの方の質問でございますが、これはかなり早い段階で頑張っておやりになったと思いますので、せっかくご説明をいただきましたから、ちょっと質問したいのですが、これをパッと見ますと、ケーブル等の設置工事ということで、これの本来の目的は研究だと思うのです。PFIは本来の目的をどこまで民間事業者に委託できるかということになるかと思いますが、幾つか質問がございますが、第1は、研究活動そのものに民間事業者は関わっているのか、関わっていないのか、これが第1点です。

第2点は、一般に箱ものに近いような形態なのだろうと思いますが、これは従来の仕様で入札をやるようなケースとどこがどう違うのだろうか。そうすると、果たしてバリュー・フォー・マネーは出てくるのか出てこないのか、その辺の計算は、結果としてどういふふうにご覧になったのか、これが第2点目でございます。

第3点は、BOOとおっしゃったと思うのです。これはその後民間が使うのかどうか、この研究とは一体どういうかわりになるのかという質問でございます。

以上でございます。

総務省　最初の、この研究自身に民間がどうかかわっているかについてですが、研究所自身に、今この研究がどういう形で進んでいるか確認をしてからお答えさせていただきたいと思いますが、1つは、最初のところにありますように、通信総合研究所以外にも、NTTドコモとか松下とか、民間の研究所も併設したリサーチパークになっているので、この研究はどうかわかりませんが、全体的には共同研究みたいなことをやっている場所でご

ざいます。そうした中で、民間の研究機関と一緒にやっているような活動もあるのではないかと思います。恐れ入れますが、今日そこまで調べてこなかったのも、後ほどお答えさせていただきますと思います。

2番目は、この研究施設のPFI事業化に当たっては、通信総合研究所の方でVFM計算をやったと聞いておりますけれども、その中で民間の資金やノウハウを活用することによって、定量評価でございますけれども、通信総合研究所の財政負担額が約2.8%、それからリスク調整の1.7%を加えて、全体で約4.4%の削減率が達成されることが見込まれるということで、こういう方式をとったと聞いております。具体的な詳細なところについてはもう一度確認してお答えさせてもらった方がよろしいかと思います。

3点目の、BOO方式で終わった後どうするのかということでございますけれども、基本的に、この通信総合研究所の研究自身は平成18年3月末で一応終わることになっておりますので、その後利用の希望者がなければ施設を撤去するということになるかと思っております。ただ、先ほど来ご案内しているように、ここには他の民間の無線関係の研究施設等もございますので、この施設の新たな利用の希望があれば、そこはまた別途考えていくということになるのではないかと考えております。

山内部会長 そのほかいかがでございますか。

H専門委員 ご説明いただいた項目以外になってしまいますが、先ほど財務省の方から入札方式に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ、昨年3月に出た多段階選抜、あるいは契約条件の変更等に関するご説明がありました。PFIの契約手続きというのは、これからいろいろな改良をしていかなければいけない部分だと思うのですが、とりあえずこの関係省庁の申合せそのものは一つの前進と民間側ではとらえているのですが、地方自治体に関しては、これを総務省さんの方から何らかの格好で通達の発出や説明があったと伺っております。この総合部会で以前東京都さんからヒアリングをした際にも、本件について非常に理解しづらい、どこまでできるかわからないというようなニュアンスもあって、より明示的にしてほしいというご意見も出ておりましたし、先ほどの財務省さんのメモは、概要ということで少しわかりやすくはなっておりますが、もともとのリザルトは2回転半宙返りぐらいでグルッと回って着地するみたいな表現なので、非常にわかりにくいということがあったのですが、どのような姿勢で説明をされて、あるいは反応はどうだったかということについて、おわかりになる範囲でお願いしたいと思います。

総務省 2回転半宙返りは内閣府の方で知恵を絞って書かれたものですがけれども、私ど

もの方では、文章そのものをきっちり読んでいただいて、こうすることで柔軟にやれるようにしておりますと地方公共団体に周知を図っております。どちらかという、文言よりも多少フライングぎみにやっていただいているのではないですか、というニュアンスで説明をしております。

確かに東京都の方からご指摘がありましたように、これは具体的ではないというか、抽象的なのでわかりにくいということはあるかと思いますが、逆に、こういう場合はいいとか、だめとかということを決めつけてしまいますと、それはそれでまたうまくいかなることもございますので、基本的精神はこの申合せにあるとおりですけれども、実際には各発注者が民間の事業者とよく相談してやってください、という言い方をしております。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

C委員 今おっしゃっております3月20日の件でございますけれども、公式見解である必要は全くないのですけれども、感じとして、2段階選抜をする1段階目のところで、やはりいろいろな気持ちで民間事業者の方で込められておるとともに、地方自治体の方にもあると伺っております。というのは、審査をするときに余りに数が多いと審査し切れない。従って、絶対評価でいくべき資格審査のところに、ある程度相対評価の方法を入れないと、絶対評価でやると、例えば10社来たけれども、1社も落とせない。逆に言うと、絶対評価ですと言って、1次で足切りにあうようだと、企業の担当者は首が飛んでしまうわけです。そういうことからすると、地方自治体の第一線から見ると、相対評価でないと難しいということが、私が承っているところです。地方自治法との関係で、そのところ、やはりこれは絶対評価でないと無理だというほど重要性があるということなのか、多少含みのあることなのかというのが1点目です。

2点目は、契約の交渉といったときに、3月20日の文書は非常によく書けてはおる、いろいろなことに配慮して書いてくださるのはよくわかるのですけれども、契約交渉の実態というのは、契約条項ではなくて、性能発注で要求水準を具体的にどういう手法で実現していくのかという過程で起こってきます。そうすると、その仕様を固めていく中で、なかなか当初の契約書どおりにはいかないし、提案書にもずれが出てくる。

そうすると、抽象的には、基本的な条件を変えないように等々はわかるんだけど、どのくらい大胆にやってもいいものなんだろうかという、ややそういうニュアンスに近いんですけれども、地方自治体が思い惑っておるのはそこが大体のところと理解しておるん

です。ですから、なかなか確定的にいい悪いということはおっしゃりにくいことは十分承知しておりますが、大体どういう姿勢で対処いたしましょうかということについて、ご見解を伺わせていただければ幸いです。

総務省 まず、1点目の絶対評価のところですが、絶対評価だけだと、なかなかうまく、効率的に最終入札参加者を絞り切れないということで、ぎりぎりの妥協の線をねらっているものがございますので、ちょっと明確に答えにくいところがある。それが、あの文言のわかりにくさに表れているとご理解いただければと思います。

それから、2番目の契約交渉につきましては、C委員のよくご存じのところかと思えますけれども、基本的に、総合評価一般競争入札にしましても、あるいは公募型プロポーザル方式にしましても、業者を決めるまでの段階で契約内容を完全に決め切ることが難しいので、どうしてもその後詰めていかなければならないことが出てくるということがございますけれども、基本的には、非常にありていに言えば、入札あるいはプロポーザルの評価の順位がひっくり返り得るような、そういう前提条件の変更を許容するような、あるいはそういう前提条件の変更がなければできないような変更というのは不可だということではないかと思えます。これも抽象的でございますが、具体的には、各事業ごとに考えていただくしかないかと考えております。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間を超過しておりますので、この辺で質疑を終了とさせていただきます。

本日のヒアリングで若干ご回答がいただけない点もございますので、その点につきましては後ほど文書でご回答いただくとともに、総務省の見解を伺いたい別の論点が生じた場合には、事務局を通じて総務省に改めてご協力を要請したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はありがとうございました。

《第3部 文部科学省》

山内部会長 それでは、文部科学省より10分程度でご説明をお願いいたします。

文部科学省 文部科学省の政策課長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の文部科学省の提出資料で資料3というものがございまして、これに沿ってご説明をしたいと思っております。幾つかの項目に分けてございまして、1ページから順番にご説明

したいと思います。

1 ページ目が、公共施設の管理等に関わる制度でございますけれども、まず最初に、国立大学施設と P F I についてでございます。ご承知のように、国立大学法人が、国立大学及び大学共同利用機関につきまして、国立大学法人法に基づきまして今年の 4 月 1 日から国立大学法人ということになります。この法人化後の国立大学法人等につきましては、国ではなくて P F I 法の第 2 条第 3 項第 3 号に規定しております公共法人に該当することになります。従いまして、4 月 1 日以降は、各国立大学法人等がそれぞれ公共施設の管理者として P F I 事業を担当するということになります。この点が国立大学法人化に伴う大きな制度変更でございますけれども、この国立大学の法人化に伴いまして、P F I 法の第 11 条に関わる取り扱いにつきまして、少し新たな問題が生じるところがございますが、これは 4 ページのところの後でご説明したいと思っております。

なお、P F I を活用いたしました国立大学等の施設整備の現状につきましては、この資料の 6 ページにお示ししております。平成 16 年 3 月現在、国が行っている 28 事業のうち 14 事業が国立大学の事業という形になっております。

次に、(2) の公立学校施設と P F I についてでございます。まず、公立学校の施設整備を行うに当たりましては、P F I 方式が導入されたものや導入が予定されているものは 7 ページに記載しております。ここの表にございますように、P F I 手法を活用した公立学校施設の整備ということで、これも平成 16 年 3 月現在で、調布市立調和小学校等いろいろな県にまたがっておりますが、8 事業が実施されております。

文部科学省といたしましては、こうした P F I 方式を活用いたしました公立学校施設の整備が促進されるよう「公立学校施設整備 P F I 事業のための手引書」を作成して、各地方公共団体に配布しております。お手元に参考資料としてお配りしておりますが、この資料は平成 15 年 4 月となっておりますけれども、近々、新しいものを作成する予定にしております。

資料の 2 ページにまいりまして、公立学校の指定管理者制度の関係につきましては、公立学校自体は指定管理者制度の権限代行の範囲外となっておりますので、P F I 事業者には学校教育にかかわる業務を行わせることはできませんけれども、学校教育にかかわる業務以外で、例えば施設の維持、修理等のメンテナンス、施設の清掃とか、情報システム管理、学校教育に支障のないプールの運営業務につきましては、P F I 事業として実施することができるものでございます。

続きまして、2の国庫補助金等のイコールフッティングでございますけれども、これはBOT事業への補助金交付の可否についてでございます。文科省の公共施設の整備に関する補助制度につきましては、公立学校施設整備費補助金等がございます。この公立学校施設整備費補助金は、校舎などの施設整備のほかに学校給食施設、体育施設、産業教育のための実験実習施設に対する補助制度がありますが、これらの補助制度につきましては、その施設の建設に要する経費につきまして国庫補助を行っておりまして、PFI方式により施設整備を行う場合であっても、従来方式と同様に国庫補助の対象としているところでございます。

さらに、これらの補助制度につきましては、PFI事業のうちBTOによる施設整備のみならず、BOT方式による施設整備についても、経費につきましては国庫補助の対象とすることが可能でございます。

一方、国立大学法人の方でございますけれども、これは国立大学法人等の施設費等に係る経費でありまして、国の予算において公債発行対象経費であるものにつきましては、運営費交付金とは別に施設整備費補助金が措置されることになっております。この施設整備費補助金は10割補助でございます。整備の対象といたしましては、大学の設置目的を達成するために必要なすべての施設が該当しております。また、国立大学法人等のPFI事業に対しましても、従来方式と同様に、BOT方式を含め補助を行うということになってございます。

3ページ、(2)のPFI税制でございますが、現在のPFI事業につきましてはBTO方式、BOT方式という方式の違いによりまして、PFI事業者の税負担が異なっております。文科省におきましては、BTOのみならずBOT方式につきましても、固定資産税等の非課税措置を創設することが重要だという判断のもとに、平成16年度の税制改正で要望をいたしております。その結果といたしまして、そこに書いてございますけれども、国立大学法人の施設整備に関わるPFI事業、特にBOT方式の選定事業者が、政府の補助を受けて、選定事業により平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した当該国立大学の校地における当該国立大学の校舎に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税の課税標準を2分の1とすることが認められております。

この税制改正につきましては、8ページに参考資料といたしまして、従来のBTOにつけ加えてBOTにつきましても不動産取得税、固定資産税、都市計画税が2分の1に軽減

されるという簡単な説明資料をつけております。

さらに、資料の4ページに戻っていただきまして、3の合築事業に係る国公有財産管理についてでございますけれども、現在整備が進められております例といたしまして、中央合同庁舎7号館がございます。中央合同庁舎7号館の整備事業につきましては、付帯の民間収益部分を整備する予定でございます、国有財産の中央合同庁舎第7号館の管理を行うとともに、付帯民間収益施設の整備に必要な借地権を国有地に設定予定でございます。

最後に、4の国立大学法人及び独立行政法人のPFI法第11条に係る取り扱いについてご説明をさせていただきます。

国立大学法人、独立行政法人がPFIを実施する場合、基本的な財源は国からの補助金でございますけれども、国立大学法人、独立行政法人が実施するPFIにつきましては、PFI法第11条の対象とならないということで、これらの補助金等について、長期にわたる国庫債務負担行為を設定することはできないということで、民間事業にとって、法人の信用力を制度的に評価することは難しいという指摘を受けてございます。この点につきまして、将来何らかの対応が必要であろうと考えております。

この点につきましては、お手元の資料の9ページに経団連からの要望で、PFIの推進に関する第三次提言というのがございまして、その中の抄をつけておりますが、特に独立行政法人の取り扱いについて四角で囲った中で、個々の独立行政法人に対する国の支援措置を明確化することで、民間事業のリスクに対する予見性を高める必要があるという指摘を受けてございまして、この点について今後対応していく必要があると考えてございます。

以上、簡単でございますけれども、文部科学省のPFIの取り組みと課題についてご説明をさせていただきました。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見あるいはご質問のある方につきましては、時間的には15時55分を目途にご発言を願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

F委員 2つ質問させていただきますが、1つは税制のことです。文部科学省さん、大変ご苦労なされたと思いますが、ご説明によりまして、「校舎」という文言が出てきますが、この「校舎」を狭く解釈いたしますと、例えば大学等における駐車場用地などは「校舎」ではないという解釈も出てくると思います。その辺、どの程度の広がりのあるものとして「校地」とか「校舎」というのを考えておられるのでしょうか。ご苦労の成果

ですから、余り狭い意味に確定させる必要はないのですが。

文部科学省 校舎につきましては、税制改正をするときに、制度所管当局と様々な議論を行った結果、校地に設置する校舎ということになりました。なぜこういう限定がかかっているかということですが、これは今ご指摘にありました駐車場でございますとか、あるいは病院というものは、いわば同業他社があり、税の公平性というものは校舎以上に議論が必要であろうということで、平成 16 年度改正に当たりましては、問題点の少ない校舎についてお認めいただいたという経緯でございます。

大学施設は大半が校舎でございますので、多くの事業が該当するかと考えておりますが、先生から今ご指摘いただいたそれ以外の点については、今後の検討課題と考えてございます。

F 委員 そうすると、純粋な研究施設は入らない可能性がありますね、大学の研究所は。

文部科学省 これは大学設置基準の校舎ということになってございますので、研究施設であっても校舎というものもございます。それは個別だと思います。

F 委員 わかりました。

もう一つの質問は、国庫債務負担行為のことで問題提起なされたのですが、独立行政法人自体の債務負担行為については制限がないわけですから、ここで問題になるのは、国がどれだけ実質的な保証をしてくれるかという問題だと思うのです。そうすると、国の予算において、債務負担行為において施設整備費補助金について保証をしてくだされれば、制度を改正しなくても、毎年の予算編成のときに可能なことではないかと私は思うのですが。

文部科学省 確かにおっしゃるとおりでございます。実は今年の 1 月に文部科学省は、国立大学法人の P F I 事業を選定いたしまして、その選定された事業につきましては着実に補助金の交付を行うという、いわば意思表示を行ったところでございます。ただ、今金融機関と各大学の間で融資交渉が行われておりまして、それで足りるのか足りないのか、融資できるのか、あるいは金利が高くなるのかというところがまだ見えてきていない状況でございますので、とりあえず今日は問題提起という形で出させていただいたところでございます。

G 専門委員 今の質問に関連するのですが、先ほどの税金の減免の話ですが、校舎ということで、そうすると B O T、大変ご苦勞されて 2 分の 1 なんですけれども、できれば全部免除というのがありがたいのですが、一応 2 分の 1 ですと、B T O に比べると半分は税金がかかるということで、それに見合うだけ B O T が何かメリットがあるということがあ

ればいいと思うのですが、実際に、今先生からも確認されましたが、例えば研究等も含めてBOTという形をもし使うとしますと、実際に国立大学の中で民間事業者がどうオペレート、所有して、なおかつオペレートするのか。例えばあるところからは研究費という形で使用料を取るとか、場合によれば、BOTなんだけれども、難しいので、もう大学に不動産賃貸をやってしまうという形まで含めて、それでいいとお考えなのか。BOTとした場合、実際の国立大学で民間事業者が所有して、なおかつオペレートするというときのイメージをお答えいただきたいということが一つです。

それから、実際に、恐らくこういう感じがこれから欧米の大学みたいに増えていくかもしれませんが、その場合には、校舎といいますが、研究とか教育に加えて、もう少し福利厚生施設とか、例えば大学の中にショッピングセンターとか、とにかく関連事業をやるとか、そういうところはむしろBOTという形であり得るかもしれませんが、そこまで拡張されるお考えがあるのか、その2点について伺いしたいと思います。

文部科学省 それでは、お答えいたします。まず第1点のイメージでございますが、税制改正の結果を受けまして各大学で検討に着手したところでございまして、現在は様々な実験、研究を補助する業務、あるいは安全管理でございますとか、あるいは今まで事務職員のやっていた業務を一部代わって行うということにつきまして検討を進めております。確かに非課税になると一番スムーズに行ったかと思いますが、2分の1でも、今検討を進めておりまして、まだ定かなことは言えませんが、幾つか可能性のある事業も出てきているところでございまして、来年度中には実施方針の公表まで、可能であればごぎつきたいと考えてございます。

それから、福利厚生施設などに拡充すべきかどうかということでございまして、これもまた今の校舎での検討状況も見まして、あるいはPFIの他の進捗状況も見ながら考えていきたいと考えておるところでございます。

文部科学省 ご承知のように、税制は、年末の党税調との交渉がかなり重要なポイントを占めております。もちろん文部科学省の要求は、対象施設ももっと大きなものでございまして、それから非課税ということで要求したのですが、とりあえず去年の決着としては、校舎を対象にして、2分の1ということで、第一歩を踏み出すことがかなり重要だ考えております。そういう意味で、今後国立大学の状況も踏まえまして、ほかの対象を広げること、それから課税標準につきましても検討していきたいと考えております。

G 専門委員 しつこいようですが、実際のオペレートのイメージですけれども、民間事

業者が大学の中に入って、実際の研究とか教育についてもビジネスをやっていく、そういうイメージを持っておられるのでしょうか。どういうイメージかお伺いしたいと思います。

文部科学省 研究教育そのものは、多分国立大学の機能を民間が取ってかわるという類のものではないと思っております。ただ、様々な補助業務、実験研究の補助業務でございますとか、学校の校務も様々な事務がございますので、そういうところのオペレーションを民間の力で何とか効率性を確保できるものはないか、今可能性を追求しているところでございます。

H 専門委員 今のG先生のご質問に多少関わりますけれども、BOTの方が民間事業者にとってやりやすいという議論は実際にあります。ただ、それは何でもかんでもということではなく、BOTの方がやりやすいという事業があるということだと思っております。今お話を伺っておりますと、校舎であるとか、それから、それにくっついてくる多少の支援業務的なことをBOTの中に含めようというお考えだとすると、果たしてそれがBTOでそういった業務を中に含めるのと一体どういう差があるのか。BOTにする意味がそんなにあるのかなと感じます。

なぜそれをあえてBOTというふうに、少なくとも今まで、昨年幾つかあった大学の案件、それから今後出てくるだろうと言われている案件の概要を見ますと、少なくともBOTにしてすごく効果が上がりそうだと思うような案件は余りないような感じがするというところからご質問申し上げているということです。

もう一つ、同じ延長線上ですが、平成16年から18年ということは2年間ですね。2年間で、実施方針があって、契約を結んで、設計をやって、建設をして、取得ということとは完成しなければいけないということになると思うのですが、そうすると、仮にBOTで何かメリットがあるということでBOTになったときは、少なくともBTOよりリスクのシェアということも含めて、契約内容等もかなり手間暇がかかると思うのですが、まともにやろうとすると多分平成18年までに終わらないのではないか。逆に平成18年というデッドラインがあるために、早くやらなければいけないというネガティブな影響もあるのではないかという気がするのですが、なぜこれが2年なのかということもお教えいただきたいと思っております。

文部科学省 まず、校舎の業務でBOT方式で本当に効果が上がるかどうかというのは、実際にシミュレーションを今大学で行っている途中でございますので、その結果次第ということで、定かではないと言われてしまえばそれまでかもしれませんが、幾つかの可能性

を私どもも追求してみたいと考えております。

また2年間という限定でございますが、これは特例措置の通例ということで2年となっているようで、私ども、この制度が成果が上がれば延長要望をしていきたいと考えております。

H専門委員 そうしますと、少なくとも今回幾つか出ようとしているものについて、これを適用しようとする、平成18年3月31日がデッドラインになってしまう。延長というのは予測しがたいことであろうから、とりあえずはそういう話になってしまうわけですね。

文部科学省 特例措置の場合、こういうことが一旦認められた場合は、通常の場合、これは変な言い方ですが、ある程度、実績の上がっているものについては延長が認められておりますので、そういうことを踏まえてやっていただければ、これがデッドラインだという意識はなくなってくるのではないかと思うのですが、そこはなかなか難しい言い方でございます。

H専門委員 ただ、民間の立場からいきますと、少なくともBOTで半分非課税ということを利用するというところで、平成19年あるいは平成18年の夏でもいいんですけども、そういう事業もあり得るのであれば、それはその部分から補てんされるとはっきり保証されるのであればいいんでしょうけれども、なかなかそうもいかないだろうかと心配いたします。

C委員 図書館のことについてお伺いさせていただきたいのですが、私が経験している限りにおいては、図書館は運営業務が一番大きな魅力です。従来、自分で本当にやった案件がないので言えないんですけども、聞くところによれば、官庁さんの能力であったり、意気込みであったりというのが相当大きな要素を占めておったと伺っておるんです。そのところを公の施設で指定管理者という形で民間に渡すことによって、図書館の運営面の質を物すごく上げることになる。

少し別の話になるんですけども、図書館は、今までですと文芸員の方が本を買われて、それを管理するという業務でしょうけれども、今の図書館の使い方を見てみますと、私は弁護士ですが、情報にアクセスするポイントで、物理的な意味での本だけではなくて、どこに行くとどういう情報があるかということを探してくれる非常に貴重な場所です。そういう意味で言うと、館長さんを民間人に委ねるとするのは、私は悪くない話だと思うんですけども、このあたりの取り組みについて、今どの辺りまで進んでいるのか伺わせて

いただければ幸いです。

文部科学省 公立図書館につきましては、公民館とか公立図書館につきまして規定しました社会教育法とか、図書館法とか、博物館法におきましては、施設の管理運営に関する個別具体的な規定はないということございまして、例えば道路法等のように管理者を具体的に明示し、業務内容について個別具体的にその手続きを規定するものではないということでございます。従って、PFI事業における民間事業者の行い得る業務範囲について整理する事項はとりあえずないと考えておるところでございます。特に公立図書館につきましては、現在検討会を設置いたしまして、PFI事業モデル等について内部的な検討を行っております。取りまとめは3月ということですが、今の時点でまだできておりません。

山内部会長 どうもありがとうございました。この辺で質疑を打ち切りたいと思います。

本日のヒアリングにつきまして、これ以外の見解を伺いたい別の論点が生じた場合には、事務局を通じて文部科学省に改めてご協力を要請したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、文部科学省の皆様、ご協力どうもありがとうございました。

《第4部 厚生労働省》

山内部会長 それでは、厚生労働省より10分程度でご説明をお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省の社会保障担当参事官の青柳でございます。私の方からご説明をさせていただきます。

まず最初に、説明に先立ちしまして、第5回総合部会にお出しをいたしました私どもの資料、事務的な不手際で別冊のような形になっていまして、先生方に大変ご迷惑をおかけしました。この場を借りまして改めておわび申し上げます。

それでは、お手元に配らせていただいております厚生労働省提出資料、資料4に従いましてご説明をさせていただきたいと存じます。

本日のヒアリングのテーマ、4項目ということで承っておりますが、私どもの省の関係で申し上げれば、入札・会計制度、あるいは合築事業については独自のもの、あるいは該当するものはございませんので、本日は2つの項目、すなわち指定管理者制度を含む公共施設等の管理等に係る制度及び国庫補助金等のイコルフットイングについてご説明をさせていただきます。

1ページ目にPFI事業への取り組み状況についてということで資料を用意させていた

できました。私ども主だった施設、最もメインになりますところが水道施設、これがある意味では、いわゆる公共投資の一端を担っておるということでございますけれども、そのほかに関わりのある施設といたしまして、医療施設あるいは社会福祉施設等がございます。これらについてそれぞれ施設の整備を図ると同時に、P F Iを導入できるものについては積極的にこれを導入するというところで取り組みをさせていただいているところでございます。

このうち、水道施設につきましては水道法という根拠規定があるわけございまして、これを改正いたしまして、平成 14 年度からの施行でございますが、浄水場の運転管理や水質管理等の管理業務につきまして、P F I事業者への水道法上の責任を伴う委託を可能としたということでございます。

また、水道事業分野におきますP F I導入につきましては、調査を実施いたしまして、P F I導入のガイドラインを平成 14 年度から3カ年で整備をするということに取り組んでいる過程でございます。

また医療施設、いわゆる病院、診療所ということになりますが、平成 13 年度にP F I化のための総合的なガイドラインをつくりまして、また、国庫負担につきましてもB O Tを含めまして、平成 14 年度より施設整備の国庫補助の対象としておるところでございます。

社会福祉施設、これは老人ホーム等の施設あるいは保育所等ということになりますが、これにつきましてはB T Oによります施設整備の国庫補助の対象にするということで、平成 13 年度から暫時ケアハウス、これは老人の生活施設でございますが、それから保育所、平成 14 年度には老人のデイサービスセンター、あるいは痴呆性高齢者のグループホーム、こういったものを対象としております。

また、平成 15 年度はご承知の構造改革特区の議論を経まして、構造改革特区という限定ではございますが、特別養護老人ホームにおきましてもB T OによるP F I事業の対象とするという取り組みをさせていただいております。

これらにつきまして、提出をさせていただいております個別の各項の資料につきまして、やや敷衍してご説明いたします。

2 ページをお開きいただきますと、まず、公共施設等の管理等に係る制度について（指定管理者制度を含む）ということでのご要請ございまして、これにつきましては、あわせてお届けしております資料 4 - 1 に個別の項目ごとに整理をさせていただきました。基

本的な考え方、結論だけ申し上げれば、水道事業、これは1ページ目と2ページ目でございますが、これについては水道法上PFIの事業者が行うことのできる範囲に制限はございません。

また、医療施設、これは3ページから、社会福祉施設、これは5ページでございますが、そもそも本体業務について主体の制限があるもの、例えば医療というのは営利法人ではできませんので、医療法人等が行うということになっているわけでございますが、こういうものについてはPFI事業や指定管理者制度の利用ができないものもございます。一方、本体業務を除きます業務、本体業務の周辺業務ということになるわけでございますが、こういったものにつきましては、概ねPFIの事業、あるいは指定管理者制度の利用が可能になっている、これが結論でございます。

やや細かく見させていただきますと、1ページ目に水道事業、2ページ目に水道水の供給事業ということで分けて根拠条文ごとに整理をさせていただいております。いずれにいたしましても、両者、水道法上PFI事業者が行うことのできる範囲に制限はございません。また、指定管理者制度の活用につきましても、PFI事業の範囲と全く同じということで取り扱いさせていただいております。

それから、3ページ、4ページ、5ページと医療施設以下がついておりまして、前回、第5回の部会では水道事業だけということで対象施設をつくらせていただきましたので、3ページ目以降は追加の追加のような形になってしまうと思うのですが、少し幅広に先生方にご議論いただくために医療施設以下を追加させていただいております。

3ページが医療施設でございます。PFI事業の範囲につきましては、先ほど少し触れましたように、実は医療法は非営利原則ということから、営利法人は医療本体の業務を行うことはできません。しかし、受付とか会計事務のように、医療に関わりの薄い、影響を与えないような業務は委託ができますし、また、医療に関わりのある部分、例えば食事の提供あるいは医療機器の保守点検といったものについても、政令上一定の範囲を定めた上で委託ができるとさせていただいております。

指定管理者制度の活用につきましては、ただいま申し上げました2種類の種類の委託が可能な業務、これは当然のことでございますが、診療行為や療養上の世話等の医療本体についても指定管理者が行うことが可能という整理をしております。ただし、これは医療法上の非営利原則によります営利法人は指定管理者となれません。医療法人等が指定管理者になることが可能ということでございますので、誤解のないようにご理解賜ればと思いま

す。

4 ページ、保健衛生施設でございます。保健衛生施設は補助事業に様々ございますが、今回問題になっているテーマの関係で言えば、いわゆる市町村の保健センターといったものがこれに当たろうかと思っております。市町村の保健センターは、住民に対する健康相談や保健指導、あるいは健康診断を行うために市町村が設置する施設でございますが、こういった本体業務、それからその周辺の維持管理上の業務、これらのすべてについて委託を行うことが可能とされております。指定管理者制度の活用につきましてもこれと同様ということでございます。

5 ページが社会福祉施設でございます。社会福祉施設の P F I 事業の範囲につきましては、B T O 方式につきましては業務のすべてについて一応委託可能ということでございます。ただし、これも株式会社による設置、運営が認められていない施設、特別養護老人ホーム等でございますが、こういったものは除外されております。また、建設を伴わない P F I の事業の場合につきましては、調理業務、あるいは洗濯等入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託が可能という扱いになっております。

指定管理者制度の活用につきましては、すべての業務において委託を行うことが可能でございますが、ただ、児童自立支援施設、これは昔教護院と言っておった施設でございますが、これは法律上、職員が都道府県の吏員であるということが限定されておりますので、指定管理者制度を活用することは現行法上不可能でございます。

続きまして、国庫補助金のイコールフットィングについてでございます。これは資料 4 - 2 に個別事項をつけさせていただいております。基本的な考え方を最初に申し上げますと、制度上制約されているもの、あるいはやや大げさに申し上げますと、憲法上疑義が生ずるようなものを除きまして、イコールフットィング化を進めて P F I 方式による整備が促進されるように随時見直しを実施してきております。引き続き、個別具体の要望がいろいろございますので、そういったものを受けて、必要性、有効性あるいは妥当性を検証しつつ、適時補助対象の見直しを行っていきたいと考えております。

資料 4 - 2 の 1 ページに水道施設がございます。これは現在 B T O 方式による施設整備に限り補助対象となっておりますが、B O T についても今後これによる補助が可能かどうかということで、関係省庁と現在協議中でございますので、協議の結果を待って、さらに進めてまいりたいと考えております。

B O O 方式については、現在補助対象としておりません。水道を B O O でやるという

ころがなかなかイメージがわきにくいのですが、具体的案件が今後生じた場合には、改めて検討させていただきたいと考えております。

2 ページに医療施設がございます。結論から申し上げます、B T O、B O T、いずれの方式によりましても施設整備が補助対象となっております。B O O方式につきましては、現在補助対象としておりませんが、そもそも医療本体そのものは営利法人ではできないという、先ほど来申し上げている制約がございますので、なかなかB O O方式というイメージがつきにくいのですけれども、これも具体的案件があった場合にはさらに検討という扱いにさせていただきたいと考えております。

3 番目の保健衛生施設が3 ページから4 ページにかけて個別表がついてございます。現在P F Iによる施設整備については補助対象としておりません。これまでも余りそういう案件がなかったということもありますが、補助が可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、社会福祉施設、資料4 - 2の5 ページから6 ページに個別表をつけさせていただいております。B T O方式によりますケアハウス、あるいは保育所等の施設整備は現在も補助対象としております。その他の施設につきましては必要性、有効性、妥当性を検証しながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

ただ、B O T方式あるいはB O O方式につきましては、一つには利用者の保護、こういう施設を利用される方はどちらかということ、ある意味で立場の弱い、特別養護老人ホームを念頭に置いていただいてもおわかりのように、寝たきりあるいは痴呆のお年寄りということでありまして、こういう利用者を保護する観点から株式会社が適当かどうかという議論がそもそもございます。

また、もう一点、全く別の論点でございますけれども、公の支配に属しない事業に対する交付金の支出というのが憲法 89 条において禁止されております。この規定に照らしたときに、従来から、例えばこういった民間事業、株式会社等に補助を行うことにそもそも疑義ありということで、我々は今まで補助を行わないということにさせていただいておりますので、それとのバランス上で考えれば、B O T、B O Oでやった場合に、実質的にこれらの営利企業に補助することになるのではないかという観点から、現在補助対象にはしておられないという取り扱いをさせていただいております。

大変簡単ではございますが、以上、私の方からのご説明でございます。ありがとうございました。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、16時25分を目途にご質問、ご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

B 専門委員 水道法についてお聞きしたいわけですが、確かにご指摘のとおりで、現行法で水道法上PFI事業者ができない範囲はないということですが、水道法というのは確かに民間も参入できるわけですし、厚生労働大臣の認可を受ければ水道事業者になれる、公か民かの世界です。一方、指定管理者というのはあくまでも地方公共団体の管理権限のもとで、具体的な管理事務の業務を担わしめるということですので、水道法の管理権限の問題がある。

例えば指定管理者になると水道法上認可を受ける必要があるとご主張されているわけですね。そうしますと、ほとんどの管理、経営というものは民間に行ってしまうと、管理者の立場がわからなくなってくる。すなわち指定管理者制度というものを水道法に適用した場合、水道法そのものの中でももう少し正確な位置づけをしないとなかなか案件が進まないのではないのでしょうかというご質問が一つです。

もう一つは、例えばフランスのアフェルマージュみたいな方式は可能でしょうか。もちろん水道法を変えざるを得ないかもしれませんが、資産を公共が所有して、料金収入も含めて契約行為にゆだねて、契約行為を議会の承認をせしめるという考え方です。これはすぐれて、公共がグリップをとりながら民間活用を図るという形で、現行法の水道法上の公か民かという世界ではないわけです。あくまでも公が管理しながら、できる限り経営を委ねるという形になると思いますが、こういう可能性はいかがでしょうか。

厚生労働省 水道課でございます。一番初めのご質問でございますけれども、これは確かに指定管理者との関係でございますが、水道法上限定というのはないということでございます。これは総務省さんともいろいろ調整しながら、明確にいろいろなことをしていかなければいけないかなと思っております。

2つ目のアフェルマージュの話でございますけれども、基本的に我々も水道法の中で縛りをかけていないということで、こういう公設民営のような形も水道法上は可能であると考えております。

B 専門委員 法的な制約はないということですね。

厚生労働省 水道法上の制約はございません。

B 専門委員 現在のお考えとして、例えばガイドラインを整備して、広く周知徹底せし

め、そういう考え方もできるんだということを、厚生労働省としてお勧めになるお考えはございますか。

厚生労働省 このことについては、いろいろなところでいろいろな形態が可能であると思います。我々にとしまして一番大切なことは、水道の水質、きちんとした水道をやっていくということでございまして、公設民営というのも一つの形としてあると考えております。

F委員 補助金のところで憲法 89 条のことに言及されたのですが、厚生労働省さんがかつての経緯からして、社会福祉事業に対する助成とか、ご苦労なさってきたから取り上げられたということは理解できるのですが、営利法人に対して、公の支配がないからというご説明だとすれば、それはおかしいわけですし、憲法は「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」と言っているわけです。株式会社に対する補助金というのは、産業補助金は山とあるわけございまして、それについて公の支配に属しなからだめだという論法がとられたことはないと思うのです。ですから、そこはご説明をもう少し工夫なされた方がいいのではないかと思います。私の感想です。

厚生労働省 お答えするのもあれですが、要するに、福祉事業というのは、その意味で、今お話のございました、慈善、教育は少し外れますけれども、博愛といったようなものに従来から概念されてきているという点では、営利企業そのものに補助金を出すのがいいかどうかは政策的判断かもしれませんが、今のところはむしろ解釈の問題かなということで、私どもは従来から運用しているということでございます。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

G専門委員 先ほどの水道法についてもう少しお伺いしたいのですが、実際に改正されて、民間事業者で委託をやっているのは、実際には維持管理的なところが多いわけです。ただ、今日のお話をお伺いしますと制限はないということで、今おっしゃった公設民営とか、いろいろな方法があると思うのですが、実際に民間の事業者が、維持管理だけではなくて、水道業、水道供給ということまで経営されるような形というのは考えられているのか。もし考えられた場合に、どういう制約があって、どういう施業形態になるのかということについてどんなイメージを持っておられるのか、ちょっとサジェストいただきたいのですが。

厚生労働省 水道法上、ご承知のとおり、水道事業自体を民間企業でも経営することはできていますし、現実に水道事業を民間で経営している事例もございます。大規模なもの

はないということでございますけれども、さまざまな形態が水道法上はできる形になっておりますので、一番初めに、先鞭を切ったという事例がなかなか出てこないのかなという気はしております。我々もガイドラインとか、そういうものを整備しながら、いろいろな事例を各水道事業者等にご紹介をしていきたいと思っております。

G 専門委員 その場合、実際の水道というものに対する最終的なリスクは公共が担うということなのでしょうね。

厚生労働省 民営水道というのも、水道法が始まった時点では、炭鉱の水道とか、近くですと野田の醤油会社の水道などで結構大きなところも実はございまして、いろいろな形態があると思います。我々は、形としてどれがいいというよりも、先ほども申しましたけれども、水道として持続的にきちんと飲める水を供給していくということを担保できるということが大切だと思っております。

A 委員 水道事業についてお伺いしたいのですが、先ほどのアフェルマージュの方式もありますけれども、PFIの観点から申しますと、水道事業というのはこれからいろいろなニーズが出てくると思うのです。従来あるネットワークが大分老朽化しているいろいろな問題が起きている。そういうものをどうやって新しいものに変えるのかとか、そういった場合に、PFIの事業として考えたときに、インフラの事業共通でございますが、当初の設備負担が大きい、こういう問題があるかと思えます。そうしますと、民間事業者が積極的に手を挙げられないような事業分野になりがちなんだろうと思うのです。

そういう場合に、若干言葉の意味に問題がありますが、本来の意味でのジョイントベンチャーといいますが、公共側が設備投資の一部を負担する、あるいはかなりの部分負担するというようなことで、これは三セクなどと間違えられがちですが、そうではなくてPFIとしまして、要するに、インフラの設備投資の部分をかなり公共側が出資するというような格好で、これは必ずしも株式とは限りませんが、要するに、エクイティということで投資する。そういう手法が考えられるだろう。似たようなインフラはイギリスでもやっておられるようでございますが、日本で今後の展開としまして、要するに、良い水を供給するという意味では、かなりそういうニーズが高まってくるだろうと思うんですけれども、その有効な手法として、今みたいなやり方、100%公で設置しますアフェルマージュとはまたちょっと違って、民間の事業会社に出資というような格好、あるいは資金的な支援といいますが、サブデットみたいな格好で金を出すという形での手法というのは考えられるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

厚生労働省 私どもそういう形を余り想定しておりませんが、そういう形についても、今後勉強させていただきたいと思います。

山内部会長 よろしゅうございますか。

それでは、時間でございますので、この辺で質疑を終了したいと思います。

厚生労働省の見解を伺いたい別の論点が生じた場合につきましては、事務局を通じまして、厚生労働省に改めてご協力を要請することがあるというふうに考えております。その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

《第5部 国土交通省》

山内部会長 それでは、国土交通省よりご説明でございますが、大体 15 分程度でお願いいたします。

国土交通省 それでは、お手元の資料に基づきまして、大きく2つの固まりからなっております。1つは、PFIを推進するためとなっております一般的な取り組み状況、2つ目は、ご指摘いただいております4つの事項についての現段階の対応でございます。

最初に、国交省におけるPFIの推進状況全般につきましてお話し申し上げます。2ページでございますけれども、私どもの方では、PFIを大変積極的に進めておるところでございます。まず、ハイレベルの会議ということでは、平成14年2月から副大臣を議長とする局長級の会議、あるいはもう少し実務クラスの者の会議、こういったものを頻繁に開催して、省全体としての推進を図っております。現在、PFI法に基づく事業で、実施方針が策定、公表されて具体化しておりますものは、平成16年3月現在、全国では134事業ございますけれども、このうち国土交通省関係は27事業でございます。

下の方に内訳が書いてございますが、3)にございますように、PFIに適する事業につきましては原則としてPFIを進めていこうということにしておりまして、平成16年度末までに、平成14年度末の数字、実施方針、公表ベースで2倍の件数に倍増していくという計画を持って進めておるところでございます。

3ページにまいります。具体的な地方自治体その他関係の方々への推進のためのいろいろな手段でございますが、1番目に書いてございますように、平成16年度予算におきましても、所管の各施設の分野につきまして、PFIについての予算枠、あるいは無利貸付といったものの予算上の措置を講じておるところでございます。

それから、大分恒例になってまいりましたけれども、2)に書いてございますように、各地方に私どもの職員が出かけていきまして、延べ42カ所におきましてPFIセミナーをやっておるところでございます。最近、内閣府の方で調査したところによりまして、地方自治体の方でこういったPFIの取り組みの体制ができているところが3割に満たない、2割強という数字も出ておりますけれども、こういった状況もございますので、私ども直轄の事業はもちろんでございますが、件数を増やしていくためには、自治体等への働きかけが大変大事であるということで、自治体の方のノウハウを上げていくという取り組みを進めておるところでございます。

それから、常設の相談窓口でございますが、平成13年1月から既にそれぞれの施設ごとに専門の担当者を置いて相談窓口を設置しております。また、それを公開しておるところでございます。

あと、4番目と5番目の活字、本の類でございますが、こういったものでも自治体をはじめ関係の方々に、PFIを普及するために必要なノウハウを差し上げるということで、4)にございますように、「官庁施設のPFI事業手続き標準」といったものを昨年の秋に公表しておるところでございます。また、バリュー・フォー・マネーの関係、この辺の計算につきまして、かなりテクニカルで難しい点もございますので、なるべくこういったものに親んでもらうという意味合いを込めまして、私どもの省所管の代表的な13事業を選定いたしまして、これについて簡易にVFMを算定するモデルをつくりまして、広くこれを公表し、VFMの比較的テクニカルで難しい計算について違和感をなくしていただくという努力をしておるところでございます。このVFMのモデルにつきましては、引き続きほかの事例についても作業を続けていきたいと思っております。

4ページ目に、先ほどのVFMの続きのことが書いてございますけれども、以上が取り組みでございます。

5ページ目からご指摘の4事項について報告でございますが、まず最初に、入札・会計制度の関係でございます。私どもの発注しておりますPFIにつきましては、総合評価落札方式を採用しておりまして、この事業提案の評価におきましては客観的な実施に努めております。また、事前に評価基準を公表して、透明性の確保を図っておるところでございます。

それから、指定管理者制度を含む管理関係の法制度との関係でございますが、まず、PFI事業者の公物管理につきましては、平成14年8月の段階で、PFI事業者の公物管

理上の位置づけの考え方ということで、もろもろの公物管理に関係いたします法令との関係で、P F Iに対して、それが支障になるものではないということを整理いたしまして、通知をしておるところでございます。

また、指定管理者制度が、地方自治法の改正で昨年の秋に導入、施行されておりますが、これも積極的に活用していこうということで、昨年 11 月の経済財政諮問会議の場で、私どもの大臣の方から、公物管理の法令との関係で、新しい指定管理者制度が活用できるということを積極的に周知していくということを表明しておるところでございます。

6 ページにまいりまして、補助金等の関係でございますが、今までは、私どもの関係では、地方自治体が P F I 事業を実施する場合の補助金の基本方針といたしましては、B T O については補助金の一括交付可能という形の整理を以前からしておりますけれども、今般新たに、B O T は従来は個別相談ということで、一般的には可能であるという整理をしておりますでしたけれども、今回これを再度整理いたしまして、B O T についても原則として一括交付が可能という方針に整理を変更しております。

それから、B O O でございますけれども、これも従来からの制度の中で可能なケースが出ております。特に公営住宅の建築費の補助につきましても、平成 8 年から民間所有のまままで公営住宅の借り上げ、補助金の交付という方式が実施されておるところでございます。

7 ページ目にまいりまして、合築事業についての国公有財産管理でございますけれども、文部省の跡地、中央合同庁舎 7 号館の整備事業につきましても、そこに書いてございますような、1 万 8,000 平米規模の付帯民間収益部分の整備を予定しております、ここの整備に必要な借地権、国有地に借地権を設定する予定でございます。民間収益部分については平成 46 年度までの事業期間を予定しております。

以上がポイントでございます、あとはそれぞれの細かな資料になりますけれども、8 ページ以降資料がついてございますが、この説明は省略させていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、時間でいいますと、16 時 55 分を目途にご質問、ご意見を伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

A 委員、どうぞ。

A 委員 国交省さんにおかれましては、国の P F I 事業としまして、7 号館ですとか、3 号館ですとか、それぞれある意味でエポックメイキングなことに積極的に関わっておら

れるということで、一生懸命でいらっしゃるということはわかるのですが、3点ばかり質問させていただきます。

過去のいろいろなテーマといいますか、分野で、私どももPFIでどういうふうにするのかなとよくわからなかったことで質問が1つございます。高規格堤防を取り上げられた経緯があるかと思いますが、これはPFIですることなのかちょっとよくわからなかったので、どういう内容で、それがPFIですることの意義についてお尋ねしたいと思います。

2番目は、道路ですが、PFIというと道路というのは非常に大きな、一般的な話題として出てくるのですが、ちょっと前になりますけれども、マスコミで、これほどまで本当かわかりませんが、道路のPFIが出ないのは民間がリスクを取らないんだということが、これは国交省さんのご担当の方がおっしゃったのかどうかわかりませんが、管理者側の立場として、民間がリスクを取らないから、こういうものが成立していないんだという意味合いの記事を私拝見したことがございますが、道路が進まないという理由は、本当にそういうふうにお考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

3番目は、バリュー・フォー・マネーの計算の方式で、これは委員会でも大分前に出た意見でございますが、民間側のコストベースとか採算については、民間側の数字で当然できるわけでございますが、問題はPSCの方でございますが、特に、これもまだ仕様発注で、箱ものに限りませんけれども、モノとしての注文は旧建設省さんがずっと見ておられたわけでございます。そうしますと、民間側からしますと、PSCに計上すべき数値、これをどのようにしてやったらいいのか、非常に難しい面があるので、公表してほしいという意見が過去に出たことがございます。それについてはどのようにお考えで、今後それに対してどのように対応されるかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

国土交通省 河川局でございます。高規格堤防へのご質問がございました。河川局といたしましては、高規格堤防も含めてでございますけれども、河川局の業務そのものが安全を管理するというものでございまして、これらの長期的な、危機管理も含めての災害対応という面につきましては、やはり公権力が責任を持って実施しなければならないと考えておりまして、例えばPFIを適用した場合につきまして、契約期間中の予想を超える災害に対しての対応みたいなことが、民間の方はなかなか負えない部分があるのではないかと、ということがございまして、高規格堤防の利用面のところもあるのですが、堤防本体そのも

のでございますので、現在のところ、高規格堤防そのものに対してP F Iが適用できるかどうかについてはかなり難しいのではないかと考えているところでございます。

その他のものにつきましては、できるだけ利用面のところを中心に、河川の方も適用できるような例はないかということで、浄化事業とかマリーナのような検討を現在行っているところですが、やはりリスクのところの整理が一つこれから大きな課題になってきているのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

国土交通省 道路局でございます。道路関係のP F I事業としては駐車場が5件ございまして、これにつきましては、現在までにP F I事業として取り組んでいるところでございます。お話がございましたのは、恐らく道路本体だと思いますが、道路そのものについては、事業規模が大きく、かなり多額の資金調達が必要になるということ、それから、道路の場合ですと、用地取得、地盤、環境などの周辺状況によるリスク、管理中の事故や災害にかかるリスク、こういったものが非常に大きいという特徴がございまして、こういったことから今のところP F I事業の具体化が図られた事例がないという状況になってございます。

委員ご指摘のマスコミの記事を私は読んでいないので、ちょっとわかりかねるんですが、恐らく今のような背景がございまして、現在まで事例がない状況でございますが、引き続き資金調達の方法とか、特に管理者とP F I事業者のリスク分担のあり方について今いろいろと検討しているところでございますので、そういったものを総合的に検討しながら、可能なものについては今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

国土交通省 3番目の点につきましては総合政策局の方からお答えいたします。まさにP F Iというのは、官民双方の対話の中から生まれてくるものだという認識を持っておりまして、いろいろな形で情報公開といいますか、民間の方がP F I事業に取り組む際の判断のよりどころになるようなものをお出ししていく必要があると考えておりまして、先ほど政策課長の方からご説明させていただきました3ページにございますV F Mのモデルの検討、これは具体的な13事業について数値をお出しして、それをまた民間の企業の方にも具体的に見ていただいて、ご意見をいただくというような取り組みもやっておりますのでございまして、いろいろな形で私どもの通常事業にかかわる情報も提供していきたいと考えているところでございます。

A委員 今回の道路の関係のリスクでございますが、資金調達についてはほかのPFI事業でもあるわけで、技術的には可能だと思うのです。ただ、一番問題なのは、道路にかかわって、民間事業者が30年とか20年とかの期間中、きちんと権利が認められるのかどうかというところが一番大きなネックになるのかなと思うんです。今回の指定管理者制度ができましたから、それと組み合わせればできるという考え方もあろうかと思いますが、以前は、長期にわたって民間事業者が一種の権利として認められない限りは、お金の調達は不可能でございますから、その辺がネックになっていたのではないかと私は個人的には思っていたのですが、いかがでございましょうか。

そうではなくて、制度的な問題ではなくて、単に資金の額が大きいからリスクがとれないということなのかどうか。つまりほかにも金額が大きくて、期間が長いというものがあるのですが、それはそれなりに民間事業者の地位の保全という意味では確保されておって、初めて融資が可能になってくる、あるいは担保も取れるとか、そういう補完的なところがあるわけでございますが、道路に関してはそういう制度になっていなかったのではないかなと思うのです。

国土交通省 私の方から補足的にお答えします。先ほど公物管理法との関係のことを少し申し上げましたけれども、いわゆる協定の中で定めていただければ、PFI事業者として安定的に事業をやっていただけると考えております。

一方で、今いろいろご指摘いただきましたけれども、特に土木インフラにつきましては、今まで私ども国土交通省が整備をして、管理もずっとやってきたものですから、ある意味で民間の方にノウハウが十分にはない。もちろん個別のものについて委託はさせていただいておりますけれども、トータルをマネジメントするといいますが、大きな土木施設をマネジメントして運営していくことについて、必ずしも民間の方にノウハウが余りない。先ほどPSCのところでも情報公開が必要だというご指摘をいただきましたけれども、まさにその辺が民間との対話の中でも、まだ事業のレベルまで行かないものがあるということだろうと思います。

先ほどご説明しましたように、道路法のいわゆる道路施設に当たるものであっても、駐車場のよう、民間で類似の施設があるものについては、既に幾つもPFIが出てきているという状況にあるかと思っております。

山内部会長 そのほかいかがでございましょうか。

E専門委員 個別の公物管理法を国土交通省さんいろいろお持ちになっていて、地方自

治法の公の施設にそれが当たる場合に、指定管理者制度ができたわけですが、ダブルでかかってきた場合に、公の施設の指定管理者制度を使えるかどうかということについては、どちらが優先するかということなのですが、どういうお考えでしょうか。

国土交通省 先ほど大臣が去年の 11 月に通知を出すということをお約束させていただいたということを申し上げましたけれども、個別の公物について指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定によりますが、こちらで通知を出すことによって指定管理者制度も活用可能になるという理解をしております。

E 専門委員 そうしますと、それは個別法ごとに、所管のところが個別法の解釈で公の施設の場合に代行として権限を移せるかということを決めるという理解でよろしいですか。

国土交通省 若干補足させていただきますと、指定管理者制度が昨年秋に制度改正されて、これは必ずしも国土交通省だけの整理というよりも、むしろ政府全体の整理が必要でございますので、とりあえず私見として申し上げさせていただきますが、改正後の地方自治法と、道路法なり、河川法なり、それぞれの規定との関係をどう整理するかということです。そういう意味では、地方自治法が書いている新しい指定管理者制度という制度の条文の適用、議会の議決を経てやるわけですが、これを個別、例えば道路法、河川法の法令が、言ってみれば、妨げない、そういうことをできないよというものではない。そういう法制度を道路法なり河川法がとっている、そういう条文の解釈を私どもはしておるわけでございます。それを放っておくと、その辺の疑義があるかもしれませんので、そういったことを今関係の自治体とかに周知をする手続きをとっているという段階でございます。

G 専門委員 私の理解ですと、公物管理とダブったときに、指定管理者では公物管理を抜けないと思っていたんです。今のお話ですと、抜けるんですか。

国土交通省 抜けるというか、個別の法律を抜く抜かないというよりも、むしろ指定管理者制度という、自治法の去年の秋からの新しい制度を活用すること、あるいは適用することを、それぞれの法律が決してそれを妨げていない、抜く抜かないということではなくて、そう私は頭の整理をしております。

去年の 11 月に経済財政諮問会議で、ある程度公の会議でございますので、そこで大臣に発言をしていただくに当たっては、もちろん政府全体でそういう統一方針を調整したわけではございませんが、担当の実務課としては、もちろん大臣がそういう法令解釈論をその場で申し上げたわけではないんですけれども、事務方としてはそういう頭の整理を、自

分なりにしたわけでございます。

G 専門委員 公物管理のところに「管理者」という概念があって、規定がありますよね、そのところは指定管理者ということである程度クリアできるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

国土交通省 通常、例えば「〇〇は、だれそれが設置、管理する」という規定が一般的にございますが、そう書いてあるということが、それ以外の者が管理することを強制しているとは考えておりませんで、とりわけ指定管理者制度というものが、いろいろな公物管理法にそういう仕組みがあることはわかった上で、去年の秋の段階で導入された制度でございます。私ども、もう一度それとの関係を昨年の秋に整理いたしまして、そう考えています。

G 専門委員 しつこいようですが、そうすると、公物の中の、これは指定管理者の対象になりますよというところは、どこまでなるかというのは、何か指針を出すというか、まとめられるのでしょうか。

国土交通省 それは、例えば行為の範囲ということですか。

G 専門委員 対象物です。公物管理の公物はいろいろありますよね。その中の、これは指定管理者という枠の中で考えていいですよ、これは指定管理者というのはなじみませんよというところの整理というのは、これから多少やっつけていかれるんですか。

国土交通省 先ほど典型的な例で道路、河川と申し上げましたが、幾つかの公物についてそれぞれ整理をしていきます。

G 専門委員 例えば国が管理しているもの、例えば一級国道とか、これはちょっと違うわけですよね。

国土交通省 もちろん国の施設には指定管理者制度はございませんので、今申し上げているのは、あくまでも地方が設置、管理するものについての、地方自治体法上の指定管理者制度の話でございます。

I 専門委員 今の指定管理者制度の問題ですけれども、特に都市公園法について一部条例に委ねられている部分については、指定管理者に委ねることができるというような形に読まれている部分があると思うのですが、それは個別の公物管理法の中でもそういう書きぶりがあるからできるのか、あるいは全体的な形の中で、そのところの見直しをしようとしてされているのか、その辺のところはいかがでしょうか。

国土交通省 手元にすべての個別の条文は持ってきていないんですけれども、先ほど申

し上げましたように、それぞれの典型的な施設ごとに整理をしているところでございます。

Ⅰ 専門委員 施設に準拠したような法律ごとのものということではないわけですか。

国土交通省 そういう意味では、例えば道路法なら道路法、河川法なら河川法という法律ごとということになります。

Ⅱ 専門委員 そうしますと、例えば都市公園法でいうと、自治体の公園、公の施設とダブルで都市公園法と公の施設の法制がかかってくる。その場合に、指定という形で権限代行、都市公園自身の管理を代行できるというところまでいけるのですか。

国土交通省 Ⅱ先生は、ご専門でいらっしゃるので悩みも聞いていただきたいのですが、それぞれの施設の種類ごとにできるのだろうと私ども考えているのですが、そのできる範囲がどの辺の範囲まであるのかという点については、ここは先生の論文も拝見しながら、かなりグレーゾーンのところに付きましては悩んでいるというのが正直なところでございます。

Ⅲ 専門委員 占用許可とか、占用料の徴収とか、いわゆる公の施設の典型的に考えられるものだけ、管理者という人を決めて、それしかできないという形で行くのか、その辺を通知として出されるということですね。

国土交通省 その辺の範囲のことを通知しようと考えているわけではございませんで、そもそも指定管理者制度というものが使えるんだと、そうしませんと、一部というか、かなりの方が、去年の秋にできた制度でございますから、管理者制度がそもそも使えないと思っておられる方もおられたものですから、その辺のところをはっきりさせたいというのが主眼点でございます。具体的にどの範囲と、これは先ほどから私の私見という前提でいろいろしゃべらせていただいておりますけれども、当然政府全体の中で、地方自治法との関係、あるいはPFI法との関係とか、そういったかなり横断的な法令の整理、あるいは解釈の整理といったものが必要でございますので、そうしませんと、私どもだけでやっているとおかしくなる可能性がありますので、そこについては今手当てをしようとしているわけではございません。

山内部会長 そのほかいかがでございますでしょうか。

国土交通省 すみません、公園法の話がありましたので、どのような考え方になっているかということだけお話ししておきますと、公園法におきましては、基本的には国または地方公共団体が管理者ということが、法律の中に書いてございます。ただ、先ほどお話があった占用許可というのは公園管理者がやると法律の中で書いてございますけれども、例

例えば指定管理者でできるようになった公の施設に関する利用料金の収受とか、あるいは行為の許可などは、全部公園法では条例で定めてくださいという法律体系になってございますので、その条例で定める部分については、指定管理者の制度でやっていただくことができますと、そういう解釈を示してございます。

ですから、例えば監督処分とか、地下に占用許可を与えとか、これについては、法律の中で公園管理者の権限と書き切ってください。公園管理者というのは国または地方公共団体という意味です。ですから、その部分については指定管理者ではなく公園管理者がやりましょうと。利用料金の収受とか、行為の許可とか、そういったところについては条例で定めれば指定管理者でやっていただくことができますと、そのような考え方をお示ししているのが公園法の考え方になってございます。

以上でございます。

山内部会長 それでは、そろそろ時間ですので終了したいと思いますですが、本日は、都市計画関係の方がいらしておられないわけですけれども、これについて、PFI事業者による開発行為の許可の問題と、それについて公共が自ら行う場合の開発許可について、これを同等の取り扱いとするべきだという要望が出ておるところでございます。これについても今後ご検討いただきたいと、私から申し添えておきたいと思っております。

それでは、これにて質疑を終了いたしたいと思っておりますが、国土交通省の見解を伺いたい別の論点が生じた場合につきましては、事務局を通じて、国土交通省に改めてご協力を要請したいと考えております。よろしくお願いいたします。

国土交通省の皆様、今日のご協力ありがとうございました。

それでは、次回の予定についてご説明をさせていただきます。次回、第7回の総合部会では、これまでの総合部会のヒアリング等を踏まえましてディスカッションを行うということにさせていただこうと思っております。日程につきましては4月の中旬ごろに開催したいと思いますので、事務局の方で日程調整をお願いしたいと思います。

以上でございますが、よろしゅうございますか。

それでは、本日は長時間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会をさせていただきます。